

第3期
忍野村子ども・子育て支援事業計画

計画期間 令和7年度～令和11年度



令和7年3月

忍 野 村

も く じ

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の主旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
第2章 忍野村における子どもを取り巻く現状	3
1 統計データからみる現状	3
2 保護者アンケート調査結果からみる現状	20
3 小学生アンケート調査結果からみる現状	26
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 重点施策と分野別施策	31
3 施策の体系	33
第4章 重点施策（子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策）	34
1 子ども・子育て支援制度の概要	34
2 教育・保育提供区域の設定	36
3 児童人口の将来推計	37
4 幼児期の教育・保育の充実	38
5 地域子ども・子育て支援事業の充実	43
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	55
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	55
第5章 分野別施策	56
1 地域における子育て支援の充実	56
2 子育てにやさしい生活環境の整備	60
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	63
4 母子並びに乳幼児等の健康の確保 及び 増進	67
5 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援	73
第6章 計画の推進に向けて	77
1 計画の推進体制	77
2 計画の進行管理	78
資料編	79
1 忍野村子ども・子育て会議条例	79
2 忍野村子ども・子育て会議 委員名簿	80
3 忍野村子ども・子育て支援事業計画策定経過	81

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の主旨

我が国の社会問題として、真っ先に話題に挙がるものは少子高齢化です。令和6年1月1日時点で65歳以上（老年人口）が総人口の約3割を占める一方で、15歳未満（年少人口）はわずか1割しかいません。既に総人口が減少傾向に入っていることもあり、このままの傾向が続くと、福祉や医療、年金などの社会保障制度の維持が難しい状況となっています。（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」）

子どもが少ない理由としては、そもそも生まれる子どもの数が少ないことが挙げられます。出生数は、平成28年以降右肩下がりが続いており、令和5年には過去最少の72万人となりました。（厚生労働省「人口動態調査」）出生数が減少傾向にある背景には、現代社会特有の課題がいくつもあります。まず、子育てには非常にお金がかかると言われている中、長年、経済的に不安定な状態が続いていて、若い世代が結婚や子育てをしようと思えるほどの十分な収入を得ることができていない状況があります。また、女性の社会進出に伴い、結婚や出産の時期が以前より遅くなったことで、女性が産む子どもの数が減っています。子育てに対する職場の理解が乏しく、特に男性が子育てに参画しにくい社会の雰囲気も、子どもを育てることに対してネガティブにならざるを得ない1つの要因となっています。そして、多様な生き方を尊重する時代となったことから、様々な理由で子どもは育てない選択をする家庭も増えてきています。一方で、子どもを産んだとしても子どもの預け先が見つからず、いつまでも仕事に復帰することができないといった、待機児童や人手不足の課題もあります。

このような状況を改善するためには、子どもを希望する家庭が子どもを育てることができる環境とすることはもちろん、子育ての身体的・精神的・経済的な負担等を軽減するための支援を充実させる必要があります。また、若い世代が結婚や子育てについてポジティブに考えることができるよう、明るい社会づくりに向けた取り組みも必要となります。

国は、平成27年度から子ども・子育て新制度を開始し、現在に至るまで子どもの預け先の多様化や相談支援、情報提供などに取り組んできました。こども家庭庁の発表によると、待機児童数は平成29年からの7年間で1/10未満にまで減っており、新制度による一定の成果は出ていると考えられます。（こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ及び『新子育て安心プラン』集計結果」）しかし、この待機児童数には含まれない潜在的待機児童（入所可能な施設はあるものの、特定の施設を希望しているために入所できていない児童等）は少なくないと言われており、すべての待機児童の解消にはまだ時間がかかりそうです。

また、子どもや子育てに係る課題は、預け先の不足だけではありません。子どもの貧困やいじめ、不登校、虐待など、子どもや家庭だけの力では解決が難しい課題もあります。国は貧困の連鎖を断ち切るために、平成26年に閣議決定した「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年見直し）に基づいて、子どもに対する教育の充実や生活の安定のための支援を行ってきました。また、令和4年には児童福祉法を改正し、繰り返される児童虐待を食い止めようと、相談支援の充実や保護児童等への支援の質の向上などに取り組んできました。さらに、令和5年には「こども大綱」が策定され、これまで課題ごとに別々に推進されてきた施策を総合的に実施することになりました。この「こども大綱」には、貧困や虐待、いじめ、暴力、犯罪などから子どもを守ることが明記されるとともに、妊娠から青年期までの心身の健康づくりや疾病・障がいがあるこどもの支援、こどもの居場所づくり等についても盛り込まれました。

忍野村では、新制度が開始される前から国や山梨県の示す方針に従って、子どもの健やかな成長や子育て家庭の負担軽減のための支援を行ってきました。また、平成26年度、令和元年度には、新制度に対応した「忍野村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画期間中に必要となるサービス量の確保に努めてきました。そして、この度、「第2期 忍野村子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎え、見直しの時期となりました。令和7年度から令和11年度を計画期間とする新たな計画は、国が「こども大綱」を策定してから初めての計画となります。この新たな計画、「第3期 忍野村子ども・子育て支援事業計画」においても、計画期間中に必要となるサービス量を見込むとともに、子どもや子育て家庭が必要としている支援や課題解決に向けた取り組みを示しています。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法 第61条で策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたります。そして、次世代育成支援対策推進法 第8条で策定が求められている「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条で策定が求められている「市町村計画」も、本計画に含んでいます。

また、本計画は、村の最上位計画である「第7次忍野村総合計画」や村の福祉関連計画等との整合が図られたものです。

子ども・子育て支援法 第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法 第8条

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条第2項

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画です。計画の最終年度である令和11年度に、次期計画に向けた見直しを予定しています。ただし、社会情勢の大きな変化等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わり、計画の見直しが適当と判断された場合には、計画期間の途中でであっても速やかに計画の見直しを行います。

令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
第2期計画		第3期 忍野村子ども・子育て支援事業計画					第4期計画 (予定)	

4 計画の対象

本計画における「子ども」は、子ども・子育て支援法で定義されている「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」とします。

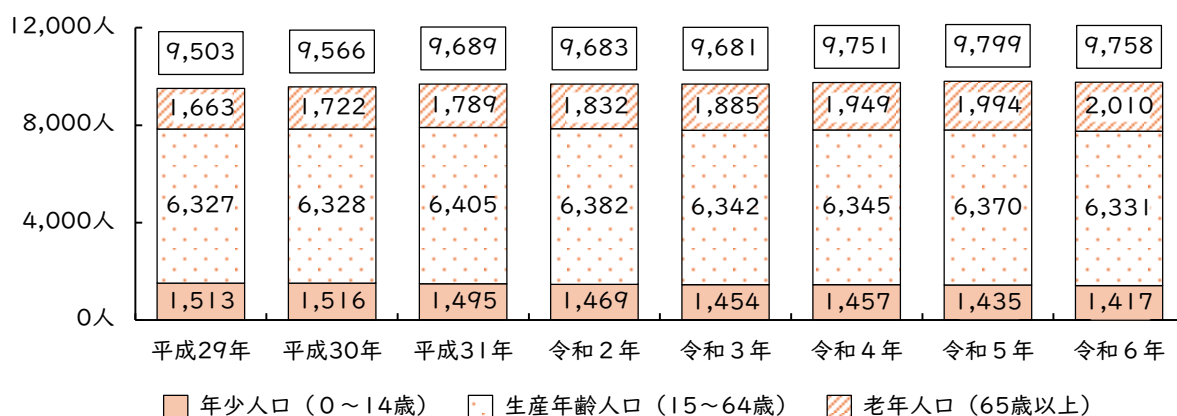
第2章 忍野村における子どもを取り巻く現状

1 統計データからみる現状

(1) 人口・世帯

①総人口・年齢3区分別人口の推移

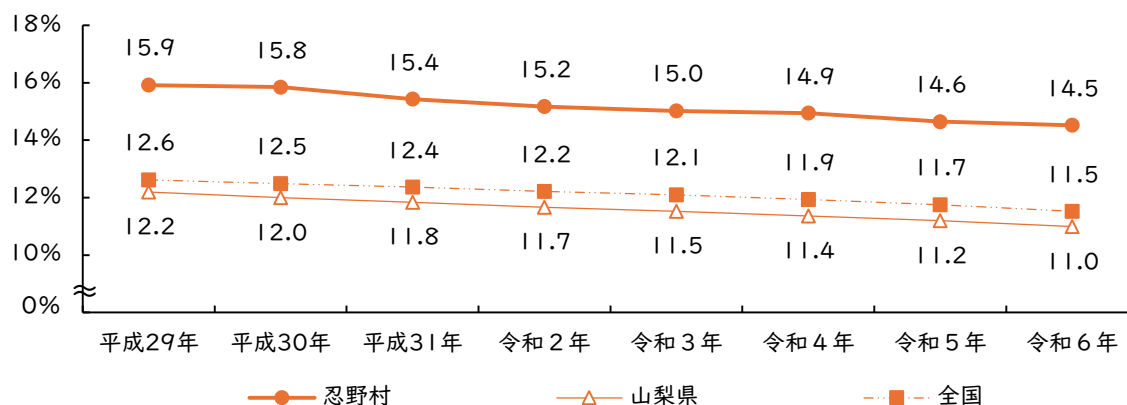
令和6年の総人口は9,758人で、内訳は「年少人口（0～14歳）」が1,417人、「生産年齢人口（15～64歳）」が6,331人、「老年人口（65歳以上）」が2,010人となっています。平成29年からの推移をみると、総人口は増減を繰り返しながら増加傾向にあったものの、令和6年では減少に転じています。年齢3区分別にみると、「年少人口（0～14歳）」は減少傾向、「生産年齢人口（15～64歳）」は横ばい傾向、「老年人口（65歳以上）」は増加傾向にあります。



資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

②年少人口（0～14歳）割合の比較

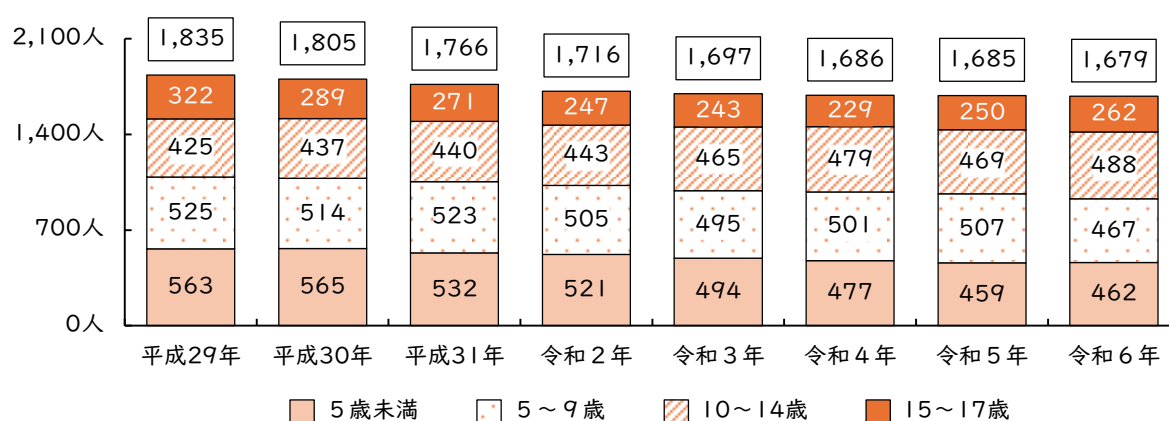
令和6年の年少人口割合は、14.5%となっています。山梨県や全国と比較すると、3ポイント以上高い水準で推移しています。平成29年からの推移をみると、忍野村、山梨県、全国のすべてにおいて低下傾向にあります。過去7年間での変化は、忍野村1.4ポイント減、山梨県1.1ポイント減、全国1.2ポイント減と、それほど大きな差ではないものの、忍野村の低下ペースがやや速くなっています。



資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

③年齢別18歳未満人口の推移

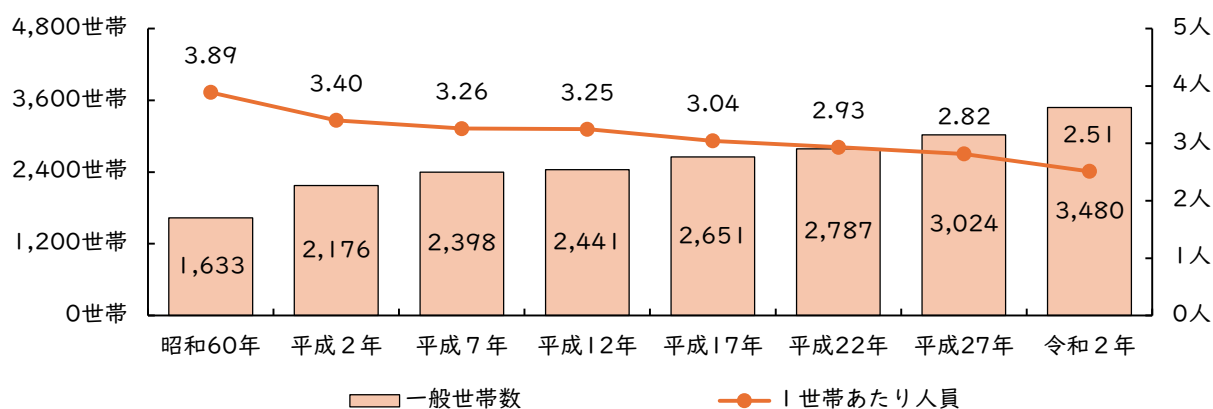
令和6年の18歳未満人口は1,679人で、内訳は「5歳未満」が462人、「5～9歳」が467人、「10～14歳」が488人、「15～17歳」が262人となっています。平成29年からの推移をみると、18歳未満人口は減少傾向にあります。年齢別にみると、「10～14歳」は増加傾向、その他の年齢は減少傾向にあります。



資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

④一般世帯数*・1世帯あたり人員の推移

令和2年の一般世帯数は3,480世帯、1世帯あたり人員は2.51人となっています。昭和60年からの推移をみると、一般世帯数は増加傾向、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。

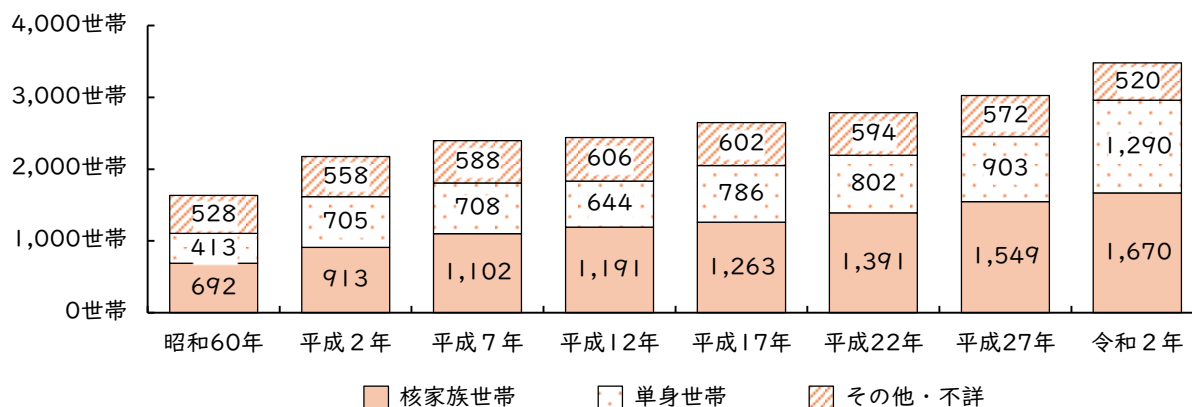


*国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分しており、「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいいます。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦・船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいいます。

資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

⑤家族類型別一般世帯数の推移

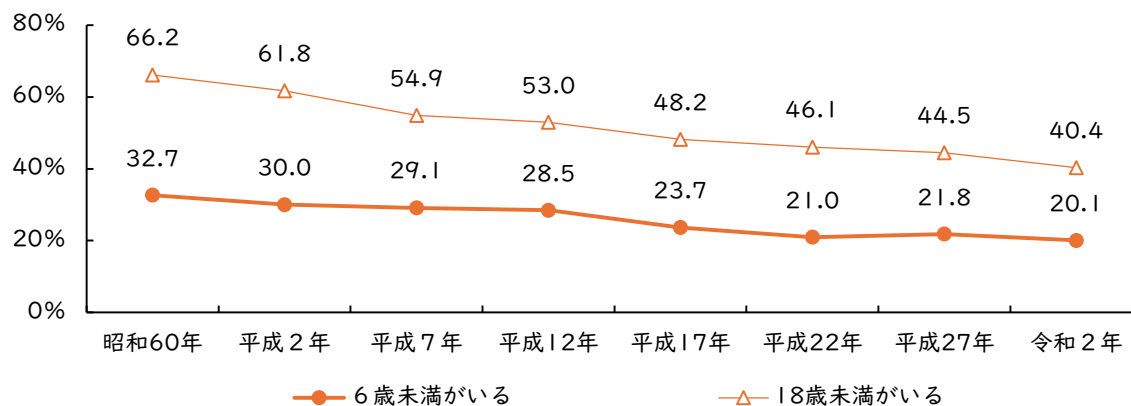
令和2年の家族類型別一般世帯数は、「核家族世帯」が1,670世帯、「単身世帯」が1,290世帯、「その他・不詳」が520世帯となっています。昭和60年からの推移をみると、「核家族世帯」、「単身世帯」は増加傾向、「その他・不詳」は平成17年まで増加傾向にあったものの、その後、減少傾向にあります。昭和60年と比較すると、「核家族世帯」の割合は5.6ポイント増(42.4%→48.0%)、「単身世帯」の割合は11.8ポイント増(25.3%→37.1%)、「その他・不詳」は17.4ポイント減(32.3%→14.9%)と、世帯の規模が小さくなっていることがわかります。



資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

⑥子どものいる世帯割合（対核家族世帯数）の推移

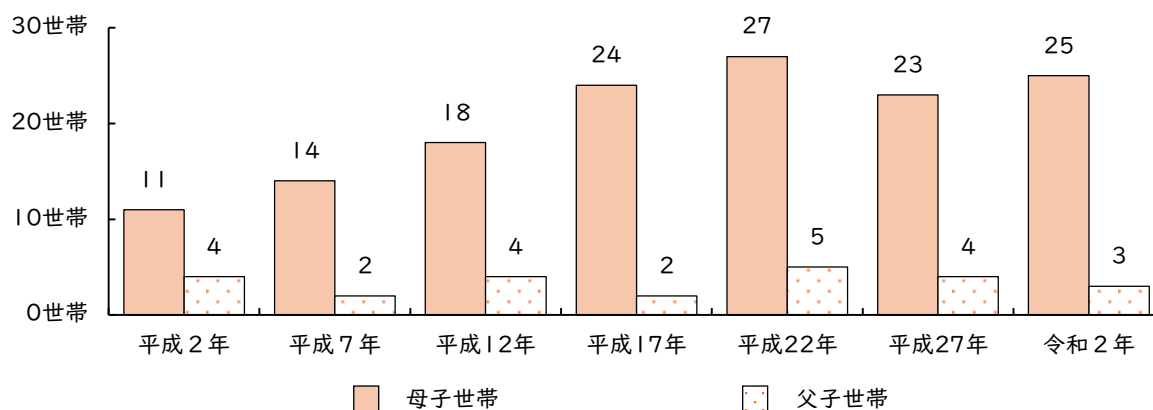
令和2年の子どものいる世帯割合（対核家族世帯数）は、「6歳未満がいる」が20.1%、「18歳未満がいる」が40.4%となっています。昭和60年からの推移をみると、「6歳未満がいる」、「18歳未満がいる」とともに低下傾向にあります。



資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

⑦ひとり親世帯数の推移

令和2年のひとり親世帯数は、「母子世帯」が25世帯、「父子世帯」が3世帯となっています。平成2年からの推移をみると、「母子世帯」は平成22年まで増加傾向にあったものの、平成27年には減少に転じ、その後、令和2年では増加しています。一方、「父子世帯」は年によって増減を繰り返しているものの、2世帯から5世帯の間で推移しています。



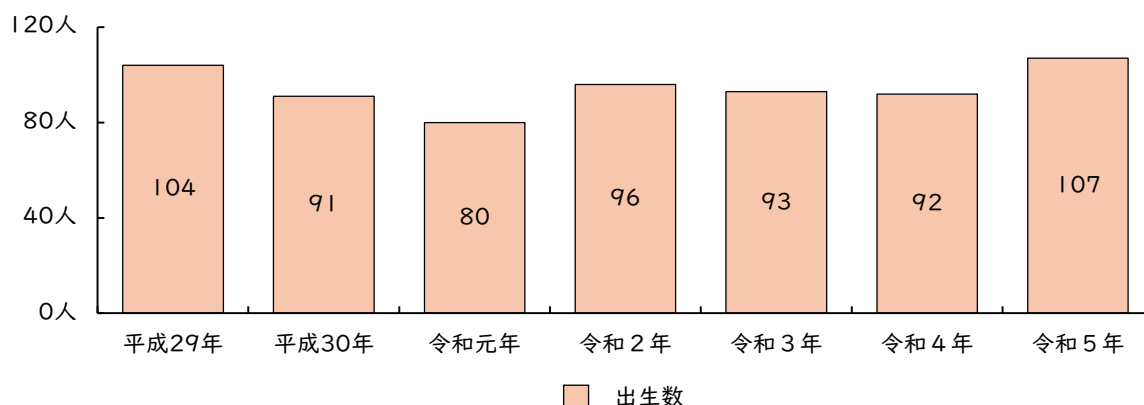
*ここでのひとり親世帯は、核家族世帯のうち未婚、死別、離別の女親または男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯を指します。

資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

(2) 出生・婚姻

①出生数の推移

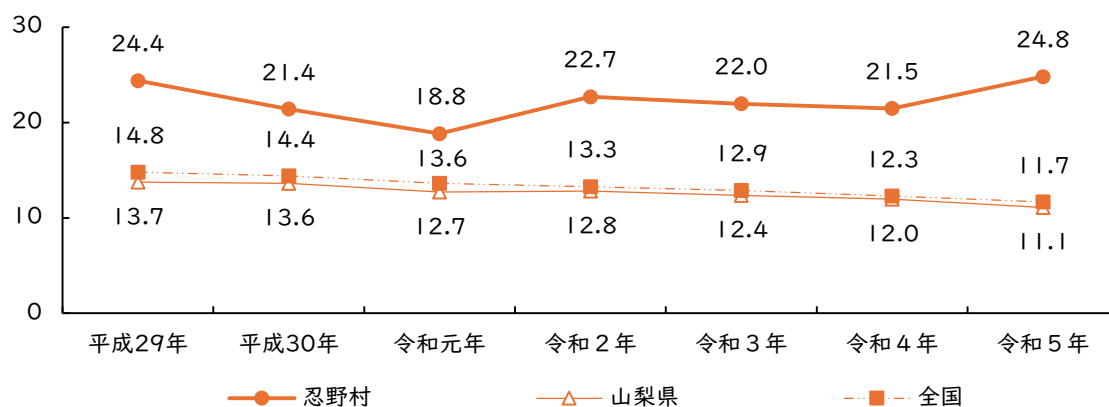
令和5年の出生数は、107人となっています。平成29年からの推移をみると、令和元年まで減少傾向にあったものの、令和2年には増加に転じ、その後は増減を繰り返していたものの、令和5年には6年ぶりに100人を超えています。



資料：「人口動態調査（1月1日～12月31日）」

②15歳以上の女性の出生率（対千人）の比較

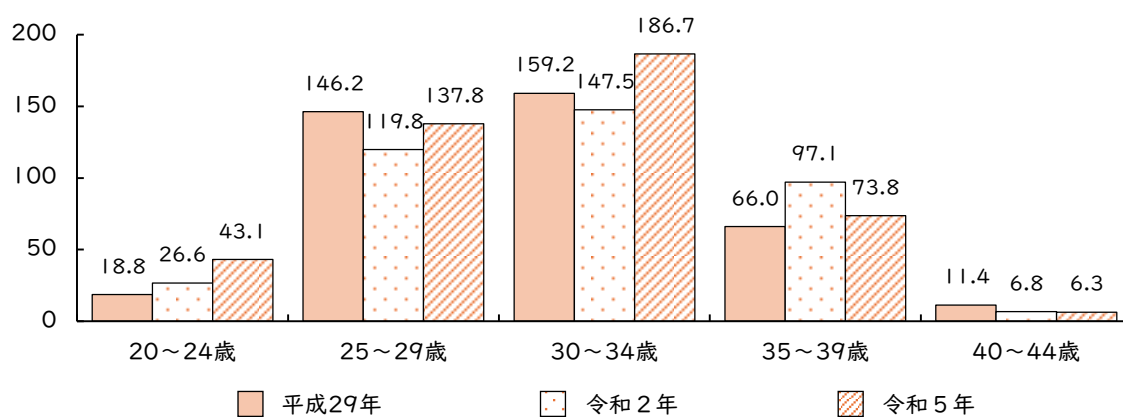
令和5年の15歳以上の女性の出生率（対千人）は、24.8となっています。山梨県や全国と比較すると、13ポイント以上高い水準で推移しています。平成29年からの推移をみると、山梨県や全国は緩やかな減少傾向にあります。一方で、忍野村は令和2年まで増減を繰り返しながら減少傾向にありましたが、令和5年には増加に転じています。過去6年間での変化は、忍野村0.4ポイント増、山梨県2.6ポイント減、全国3.1ポイント減と、全国の減少ペースが速くなっています。



資料：「人口動態調査（1月1日～12月31日）」

③母親の年齢別出生率（対千人）の推移

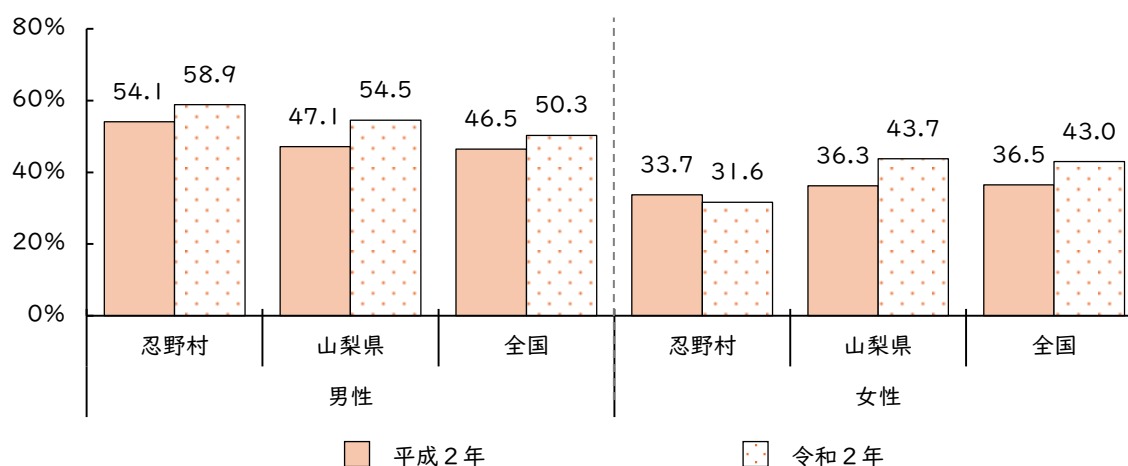
令和5年の母親の年齢別出生率（対千人）は、「20～24歳」が43.1、「25～29歳」が137.8、「30～34歳」が186.7、「35～39歳」が73.8、「40～44歳」が6.3となっています。平成29年からの推移をみると、「20～24歳」は増加傾向、「40～44歳」は減少傾向、その他年齢は年によって増減しています。



資料：「人口動態調査（1月1日～12月31日）」

④性別未婚率の比較

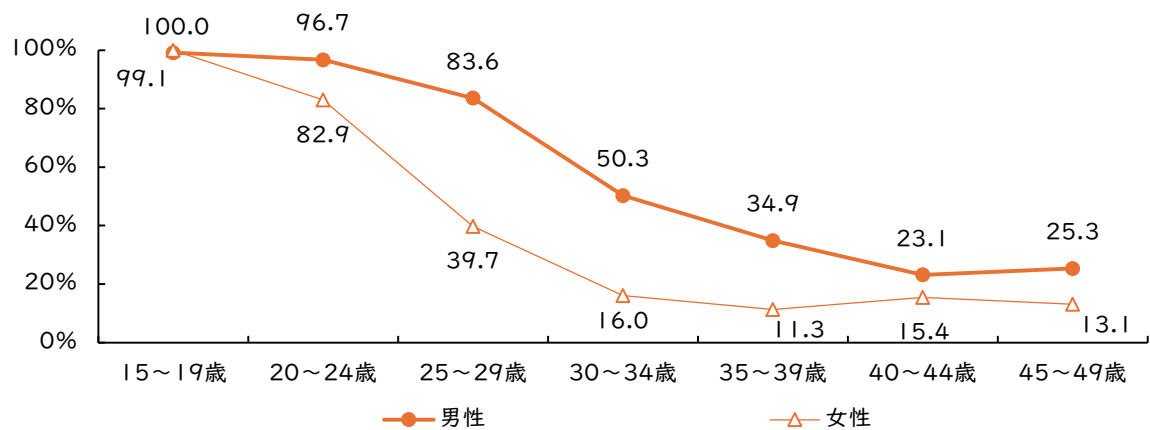
令和2年の性別未婚率は、「男性」が58.9%、「女性」が31.6%となっています。山梨県や全国と比較すると、「男性」は高い水準、「女性」は低い水準で推移しています。平成2年と比較すると、山梨県や全国は男女ともに上昇傾向にあるものの、忍野村は「男性」が上昇傾向、「女性」が横ばい傾向にあります。



資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

⑤性別・年齢別未婚率（令和2年）

令和2年の性別・年齢別未婚率をみると、女性より男性が高く、男女ともに30代までは年齢が高いほど低くなる傾向がみられます。男女の差が最も大きいのは20代後半で、43.9ポイントの差がみられますが、40代前半にかけて年齢が高くなるほどその差は小さくなっています。

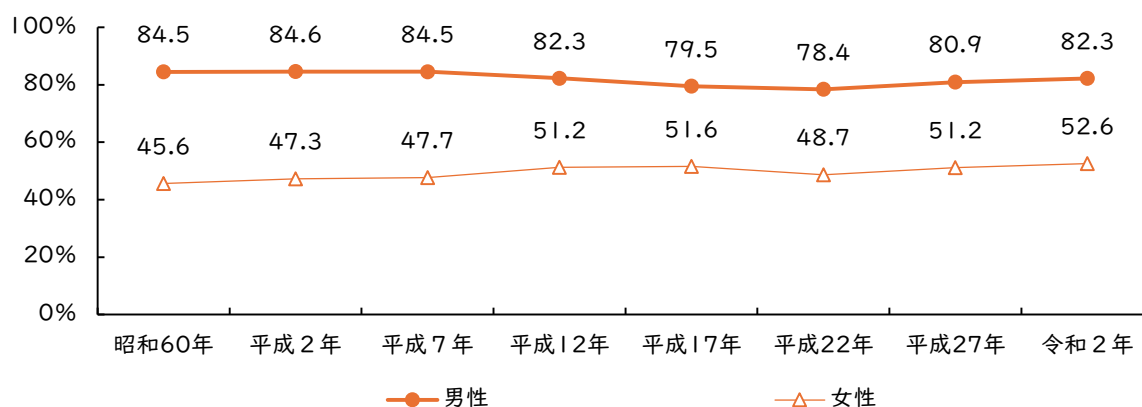


資料：「国勢調査（令和2年10月1日時点）」

(3) 就業

①性別就業率の推移

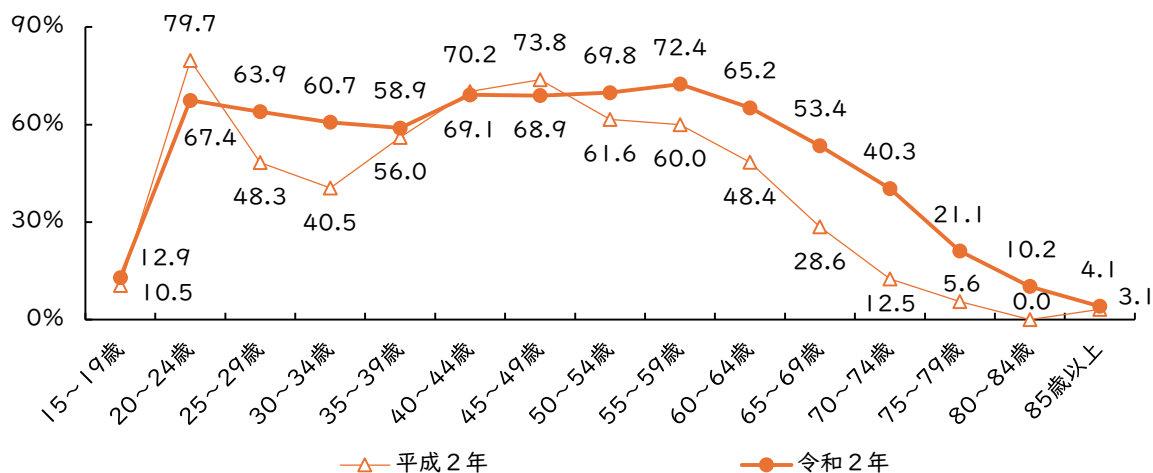
令和2年の性別就業率は、「男性」が82.3%、「女性」が52.6%となっています。昭和60年からの推移をみると、「男性」は平成22年まで低下傾向にあったものの、その後、上昇傾向にあります。「女性」は平成22年に低下したものの、概ね上昇傾向にあります。



資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

②女性の年齢別就業率

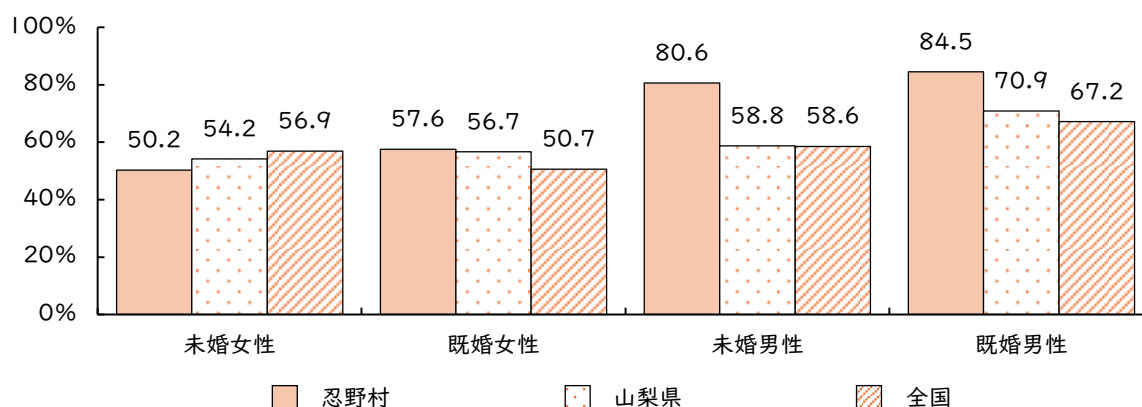
令和2年の女性の年齢別就業率をみると、20～60代において半数以上が就業しており、M字カーブと呼ばれていた20代後半～30代前半における就業率の低下があまりみられません。平成2年と比較すると、その差は明らかで、30代前半において20.2ポイントの差がみられます。また、50代～80代前半にかけても就業率が高くなっています。



資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

③婚姻状況別・性別就業率の比較（令和2年）

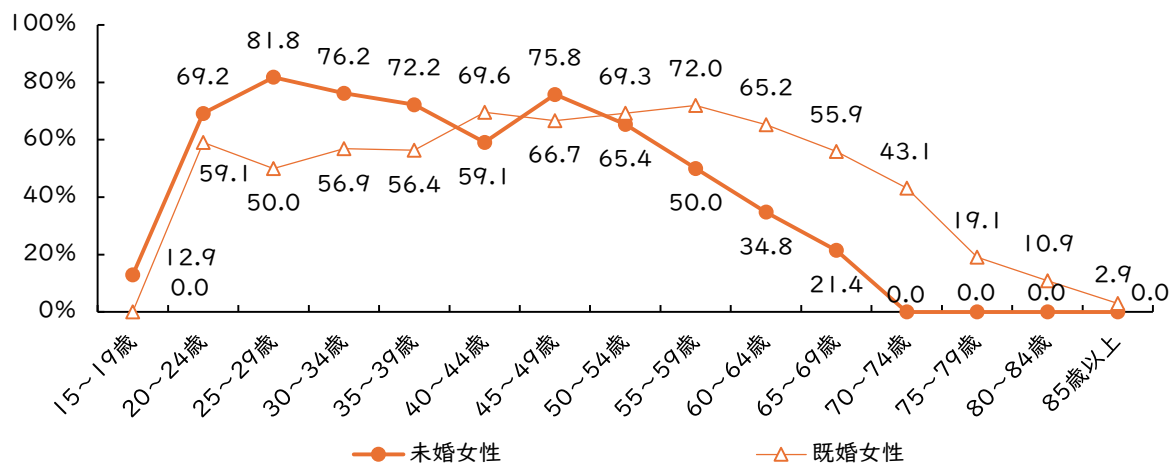
令和2年の婚姻状況別・性別就業率をみると、男女ともに未婚者より既婚者の就業率が高くなっています。山梨県や全国と比較すると、未婚女性は低い水準、既婚女性は全国より高く山梨県と類似した水準、未婚男性と既婚男性は非常に高い水準で推移しています。



資料：「国勢調査（令和2年10月1日時点）」

④女性の婚姻状況別・年齢別就業率（令和2年）

令和2年の女性の婚姻状況別・年齢別就業率をみると、未婚女性は50代を境に低下傾向となり、60代前半において4割を下回りますが、既婚女性は70代前半においても4割以上が就業しています。一方で、20～30代においては、既婚女性より未婚女性の就業率が高くなっています。

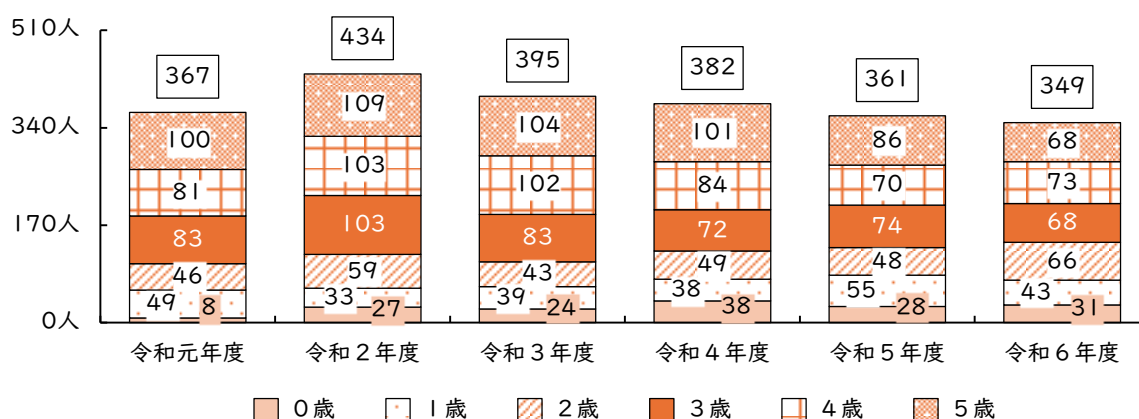


資料：「国勢調査（令和2年10月1日時点）」

(4) 教育・保育施設

①年齢別教育・保育施設利用児童数の推移

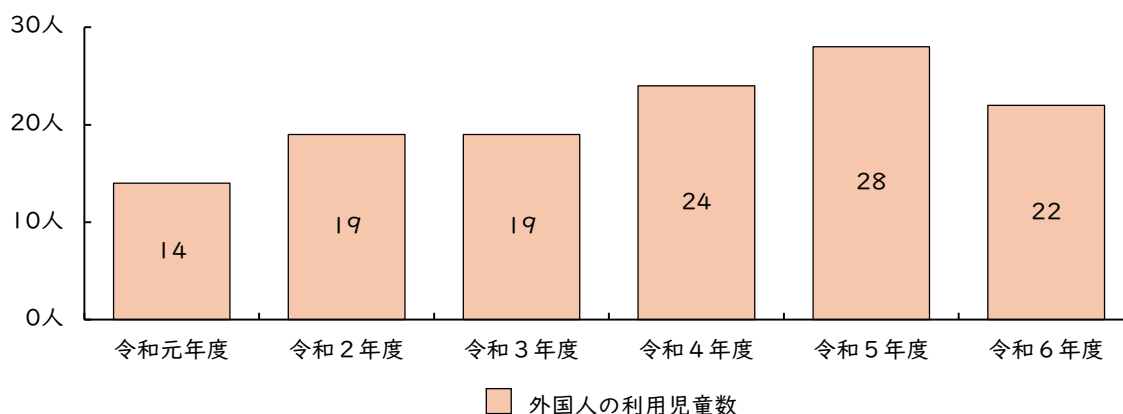
令和6年度の年齢別教育・保育施設利用児童数は349人で、内訳は「0歳」が31人、「1歳」が43人、「2歳」が66人、「3歳」が68人、「4歳」が73人、「5歳」が68人となっています。令和元年度からの推移をみると、教育・保育施設利用児童数は令和3年度以降、減少傾向にあります。年齢別にみると、「0歳」、「2歳」は増加傾向、その他の年齢は減少傾向にあります。



資料：子育て支援課

②外国人の利用児童数の推移

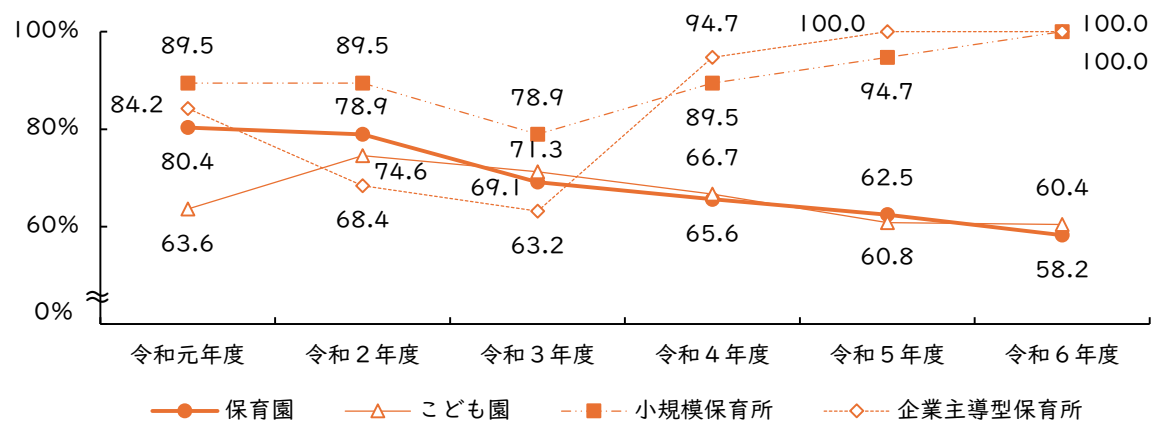
令和6年度の外国人の利用児童数は、22人となっています。令和元年度からの推移をみると、令和5年度まで増加傾向にあったものの、令和6年度には減少に転じています。



資料：子育て支援課

③施設の種別別定員充足率の推移

令和6年度の施設の種別別定員充足率は、「保育園」が58.2%、「こども園」が60.4%、「小規模保育所」、「企業主導型保育所」がそれぞれ100.0%となっています。令和元年度からの推移をみると、「保育園」は低下傾向、「こども園」は令和2年度に上昇したものの、その後、低下傾向にあります。「小規模保育所」、「企業主導型保育所」は、令和3年度まで低下傾向にあったものの、その後、上昇傾向にあります。



資料：子育て支援課

④特別保育

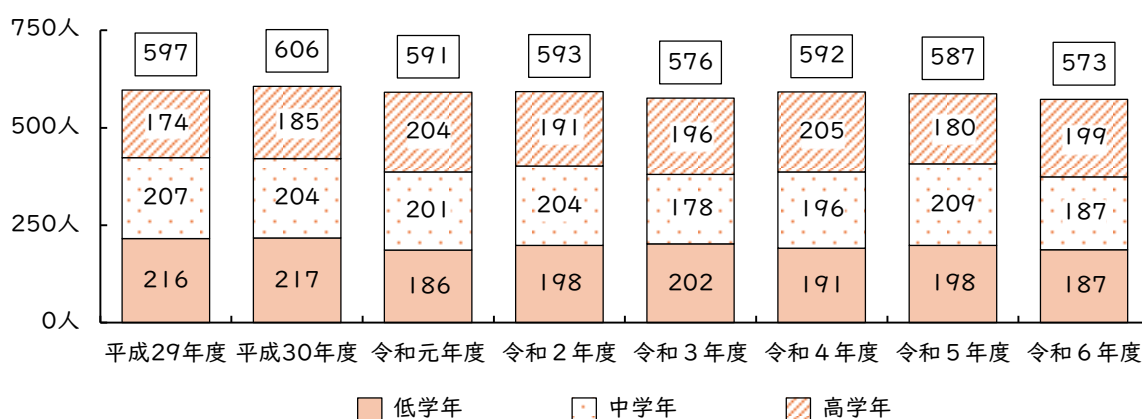
村内の教育・保育施設で行っている特別保育は、下表のとおりです。

保育の種類	実施施設名
乳児保育	村立内野保育所・村立忍草保育所・認定こども園ウブントウ忍野の森・森の中の保育園 エンジェルの森
一時保育	村立内野保育所・村立忍野幼稚園・認定こども園ウブントウ忍野の森
障害児保育	村立内野保育所・村立忍草保育所・村立認定こども園忍野幼稚園
外国人児童保育	村立内野保育所・村立忍草保育所・村立認定こども園忍野幼稚園・認定こども園ウブントウ忍野の森
園庭開放	村立忍草保育所

資料：子育て支援課

⑤小学校児童数の推移

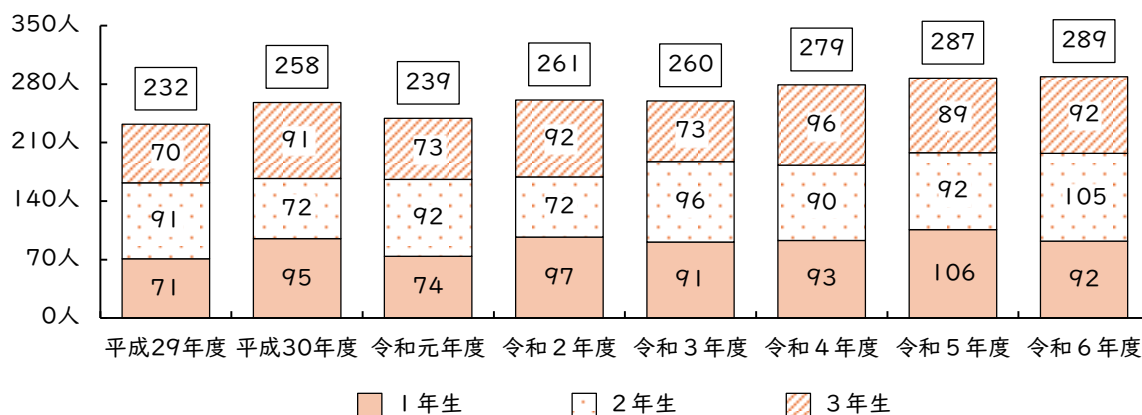
令和6年度の小学校児童数は573人で、内訳は「低学年」が187人、「中学年」が187人、「高学年」が199人となっています。平成29年度からの推移をみると、小学校児童数は増減を繰り返しながら減少傾向にあります。学年別にみると、「低学年」、「中学年」は減少傾向、「高学年」は増加傾向にあります。



資料：「忍野の教育（各年度5月1日時点）」

⑥中学校生徒数の推移

令和6年度の中学校生徒数は289人で、内訳は「1年生」が92人、「2年生」が105人、「3年生」が92人となっています。平成29年度からの推移をみると、中学校生徒数は増減を繰り返しながら増加傾向にあります。学年別にみると、すべての学年で増加傾向にあります。

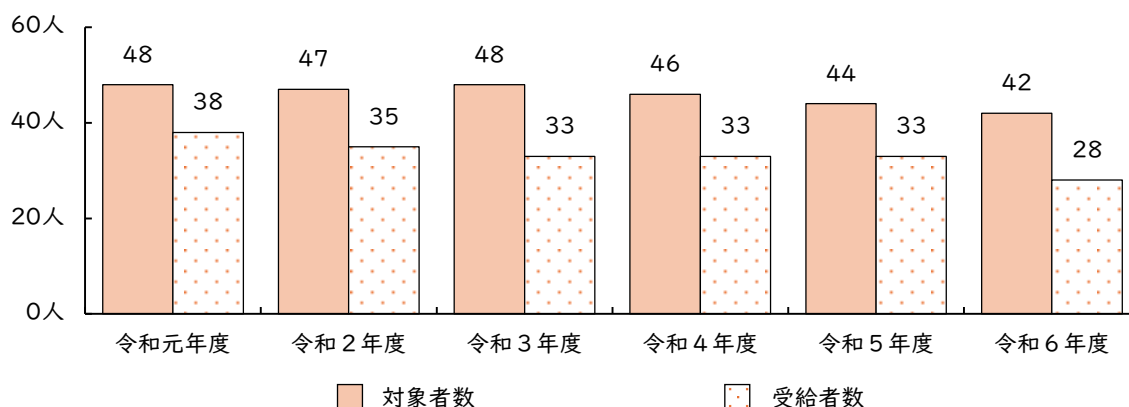


資料：「忍野の教育（各年度5月1日時点）」

(5) 子育て支援

①児童扶養手当の対象者数・受給者数の推移

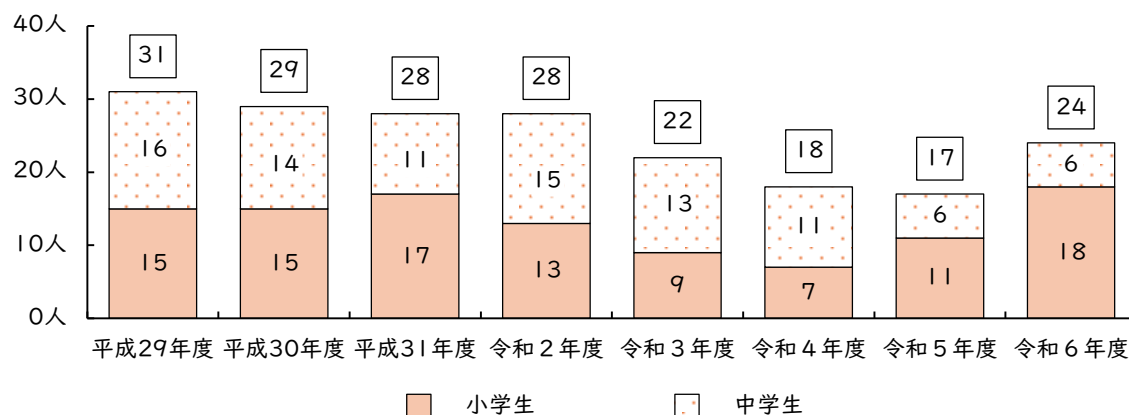
令和6年度の児童扶養手当の対象者数は42人、受給者数は28人となっています。令和元年度からの推移をみると、対象者数・受給者数ともに減少傾向～横ばい傾向にあり、この5年間で、対象者数は6人減、受給者数は10人減となっています。



資料：子育て支援課

②就学援助認定者数の推移

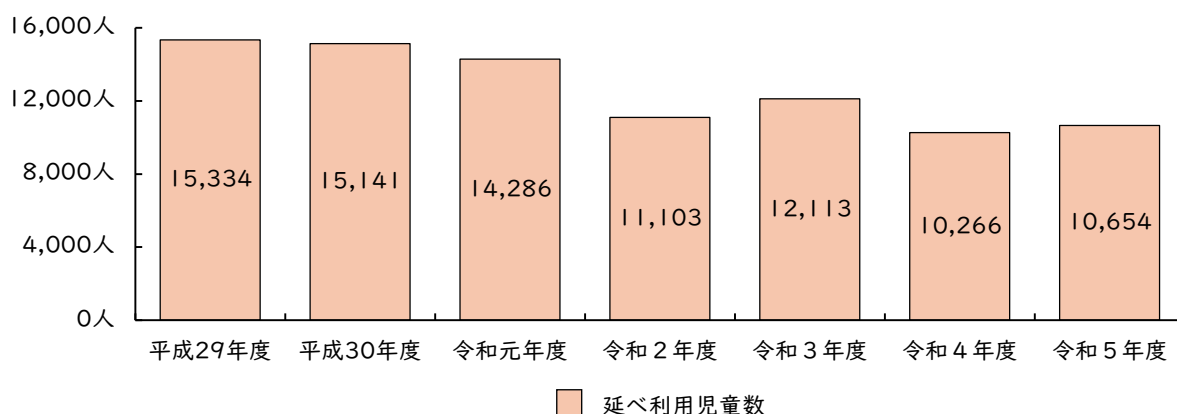
令和6年度の就学援助認定者数は24人で、内訳は「小学生」が18人、「中学生」が6人となっています。平成29年度からの推移をみると、就学援助認定者数は令和5年まで減少傾向にあったものの、令和6年度には増加に転じています。小中学生別にみると、「小学生」は令和4年度まで減少傾向にあったものの、令和5年度以降増加傾向、「中学生」は減少傾向にあります。



資料：「就学児童生徒の認定名簿（各年度4月30日時点）」

③放課後児童クラブの延べ利用児童数の推移

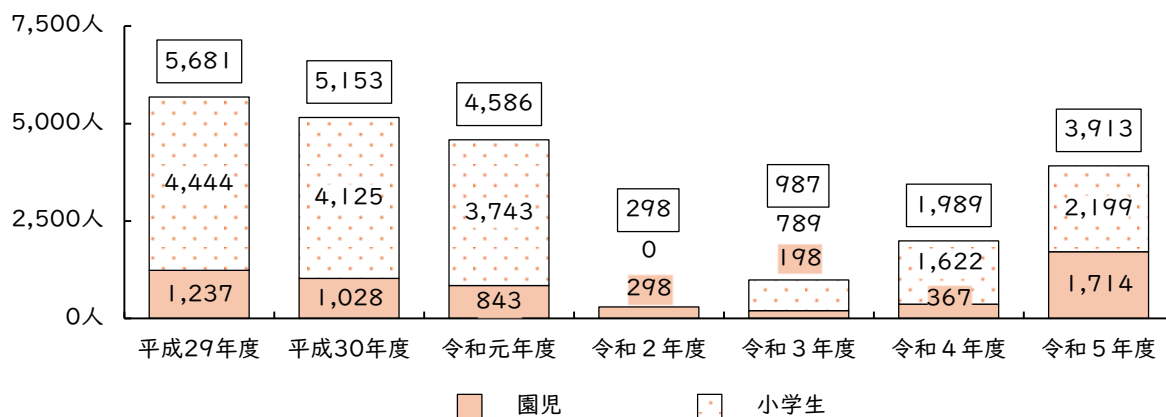
令和5年度の放課後児童クラブの延べ利用児童数は、10,654人となっています。平成29年度からの推移をみると、令和2年度まで減少傾向にあったものの、令和3年度に増加に転じてからは増減を繰り返しています。



資料：子育て支援課

④児童館の延べ利用者数の推移

令和5年度の児童館の延べ利用者数は3,913人で、内訳は「園児」が1,714人、「小学生」が2,199人となっています。平成29年度からの推移をみると、新型コロナウイルスの感染拡大予防のための行動制限があった令和2年度と令和3年度は、延べ利用者数が非常に少なくなっています。令和4年度以降は延べ利用者数が回復傾向にあるものの、コロナ禍前の水準には戻っていません。利用者別にみると、「園児」は増加傾向、「小学生」は減少傾向にあります。



資料：子育て支援課

⑤公園

村内には、大小合わせて7か所の公園があります。

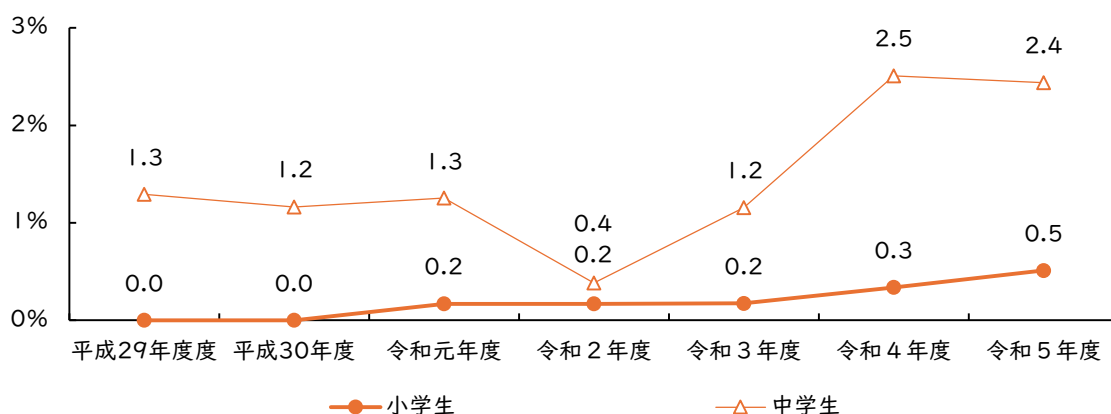
名称	面積	遊具	水道	駐車場	トイレ	車イス トイレ	その他設備等
笥公園	953㎡	×	×	×	◎	◎	
さかな公園	24,776㎡	◎	×	◎	◎	◎	水族館、学習館
柳原公園	5,344㎡	◎	◎	×	◎	◎	
菖蒲池公園	1,754㎡	×	◎	×	◎	◎	
笹尾根公園	14,768㎡	×	×	×	◎	◎	
ポケットパークお宮橋	154㎡	×	×	×	×	×	
二十曲峠展望	—	—	—	—	—	—	令和6年度現在整備中

資料：観光産業課

(6) 子どもが抱える課題

①不登校児童・生徒割合の推移

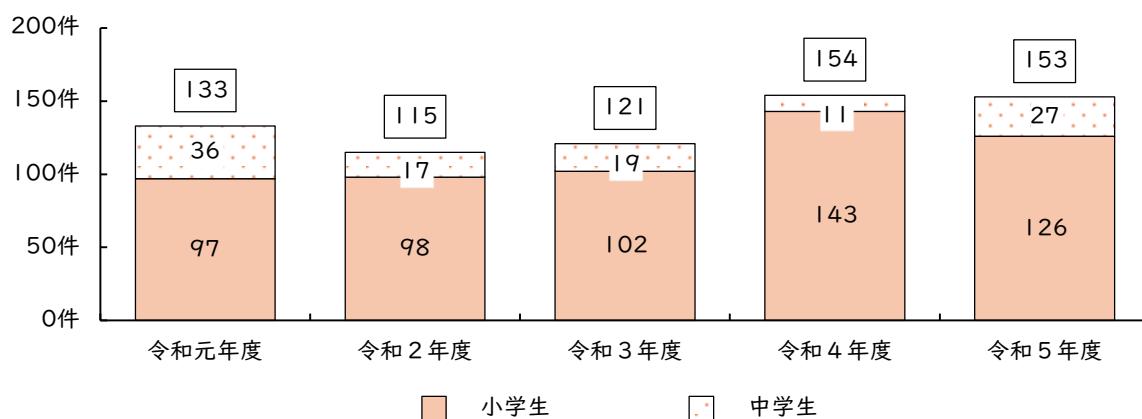
令和5年度の不登校児童・生徒割合は、「小学生」が0.5%、「中学生」が2.4%となっています。「中学生」は、「小学生」の5倍程度となっています。平成29年度からの推移をみると、「小学生」は緩やかな上昇傾向、「中学生」は増減を繰り返しながら上昇傾向にあります。



資料：「長期欠席（各年度2月末時点）」

②いじめ認知件数の推移

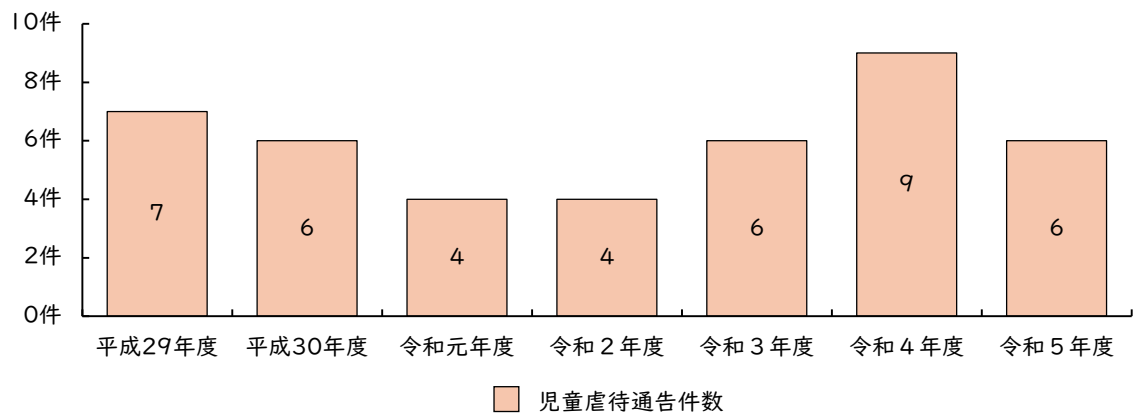
令和5年度のいじめ認知件数は153件で、内訳は「小学生」が126件、「中学生」が27件となっています。令和元年度からの推移をみると、いじめ認知件数は令和2年度まで減少傾向にあったものの、令和3年度には増加に転じ、その後、横ばい傾向にあります。小中学生別にみると、「小学生」は増加傾向、「中学生」は令和4年度まで減少傾向にあったものの、令和5年度には増加に転じています。



資料：「生徒指導上の諸問題に関する調査（各年度2学期末時点）」

③児童虐待通告件数の推移

令和5年度の児童虐待通告件数は、6件となっています。平成29年度からの推移をみると、令和元年度まで減少傾向にあったものの、令和3年度には増加に転じ、その後、減少傾向にあります。



資料：子育て支援課

2 保護者アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の目的

令和2年3月に策定した「第2期 忍野村子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、子どもが健やかに、心豊かに育つよう、子育て世帯から子育てに関する意見や要望を収集するために、ニーズ調査を実施しました。この調査は、忍野村で生活する子育て世帯の教育・保育・子育て支援に関する“現在の利用状況”や“今後の利用希望”を把握し、本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の“量の見込み”を算出するために活用されます。

(2) 調査の方法

調査種類	対象者	調査方法	調査期間
就学前児童調査	小学校就学前の 子育て家庭の保護者 587人	郵送または施設で 配布・回収	令和6年3月15日～ 令和6年3月25日
小学生調査	小学校に通う 子育て家庭の保護者 500人	小学校で配布・回収	令和6年3月15日～ 令和6年3月22日

(3) 回収状況

調査種類	対象者数	回収数	無効票数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	587人	310票	0票	310票	52.8%
小学生調査	500人	392票	6票	386票	77.2%

*無効票とは、白票や著しく回答が少ない票のことです。

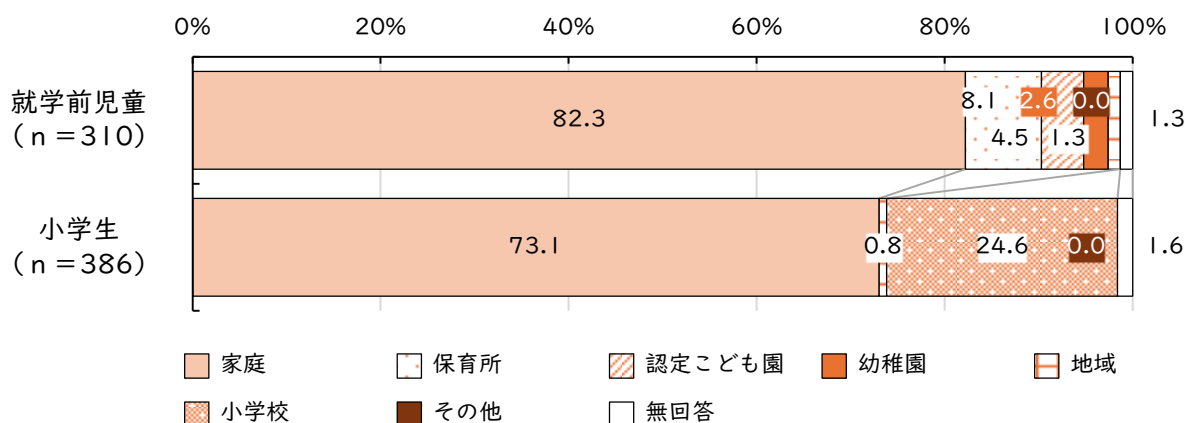
(4) 調査結果を読む際の注意点

- ・ 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。
- ・ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ・ 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・ サンプル数が少なくてもコメントしている箇所があります。サンプル数が少ない場合、選択された回答の割合が高くなることにご留意ください。
- ・ スペースの関係上、問や選択肢を省略して表記していることがあります。

■ お子さんの子育てにもっとも影響すると思われる環境

就学前児童は、「家庭」が82.3%と突出しています。

小学生は、「家庭」が73.1%と最も多く、次いで「小学校」が24.6%、「地域」が0.8%となっています。



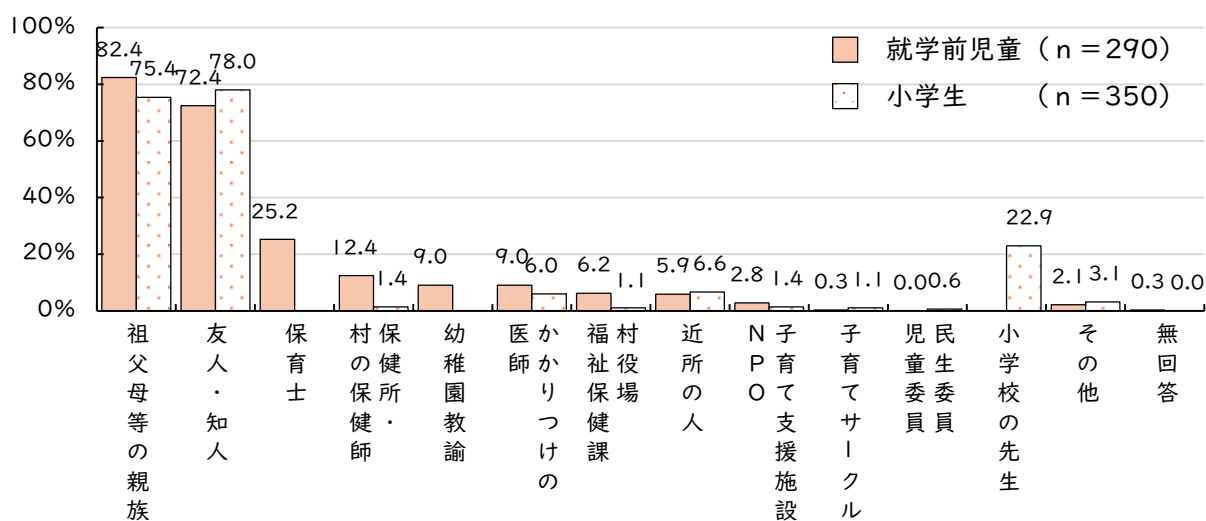
*「保育所」、「認定こども園」、「幼稚園」は、就学前児童のみの選択肢です。

*「小学校」は、小学生のみの選択肢です。

■ お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先（複数回答可能）

就学前児童は、「祖父母等の親族」が82.4%と最も多く、次いで「友人・知人」が72.4%、「保育士」が25.2%などとなっています。

小学生は、「友人・知人」が78.0%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が75.4%、「小学校の先生」が22.9%などとなっています。



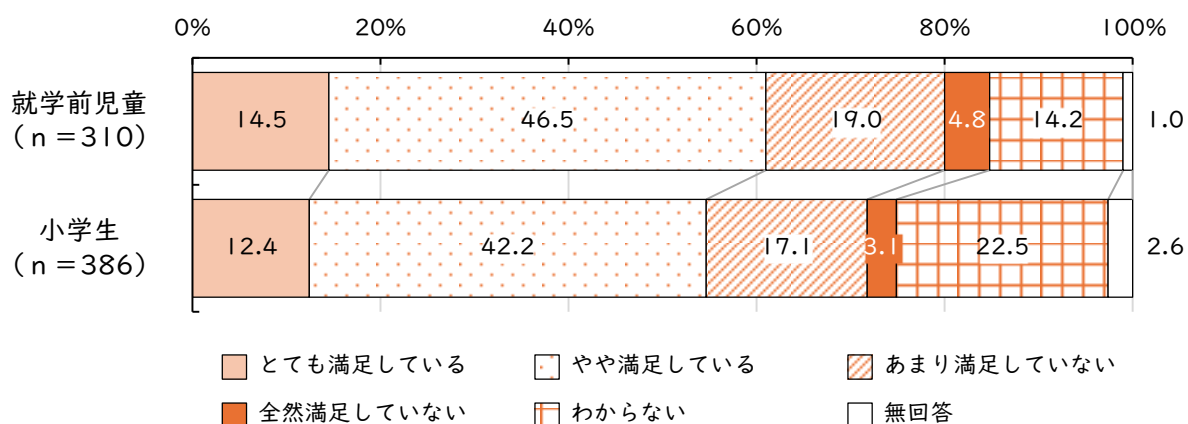
*「保健所・村の保健師」は、小学生では「保健所・保健センター」という選択肢です。

*気軽に相談先が「いる／ある」と回答した人のみ

■ お子さんの子育てに関する支援情報の満足状況

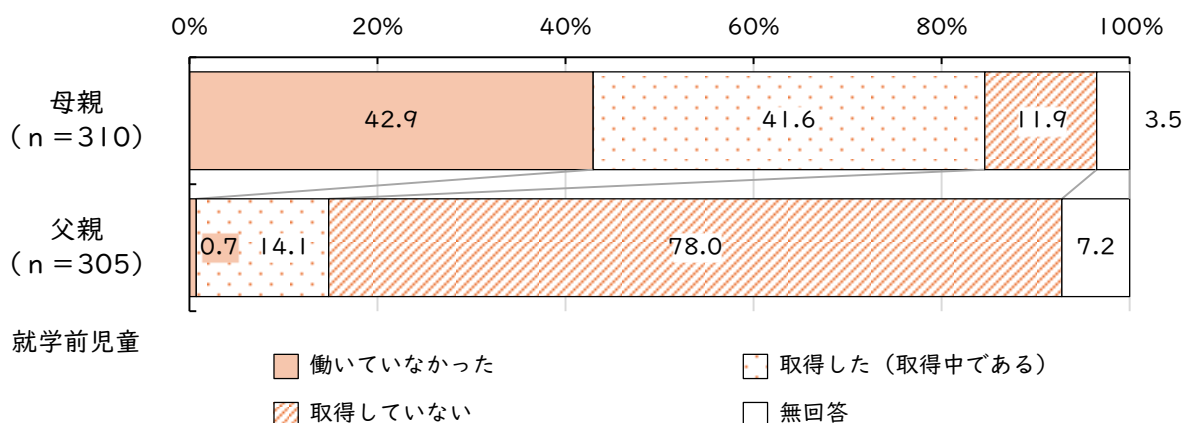
就学前児童は、『満足している』（とても満足している＋やや満足している）は61.0%、『満足していない』（全然満足していない＋あまり満足していない）は23.8%となっています。

小学生は、『満足している』は54.6%、『満足していない』は20.2%となっています。



■ お子さんが生まれた時の育児休業の取得状況

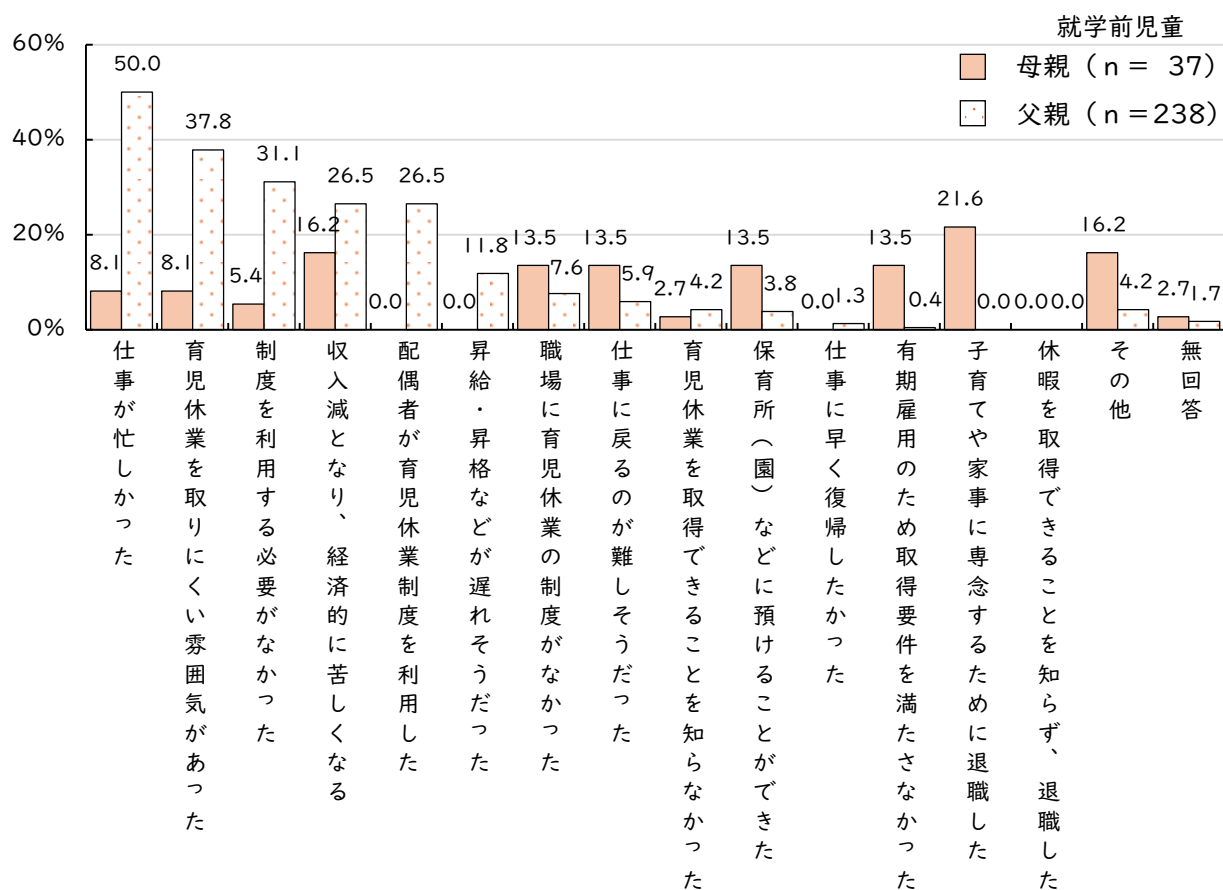
就学前児童の母親は、「働いていなかった」が42.9%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が41.6%、「取得していない」が11.9%となっています。就学前児童の父親は、「取得していない」が78.0%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が14.1%、「働いていなかった」が0.7%となっています。



* 母親または父親がいる家庭のみ

■ 取得していない理由（複数回答可能）

就学前児童の母親は、「子育てや家事に専念するために退職した」が21.6%と最も多く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「その他」がそれぞれ16.2%、「職場に育児休業の制度がなかった」、「仕事に戻るのが難しそうだった」、「保育所（園）などに預けることができた」、「有期雇用のため取得要件を満たさなかった」がそれぞれ13.5%などとなっています。就学前児童の父親は、「仕事が忙しかった」が50.0%と最も多く、次いで「育児休業を取りにくい雰囲気があった」が37.8%、「制度を利用する必要がなかった」が31.1%などとなっています。

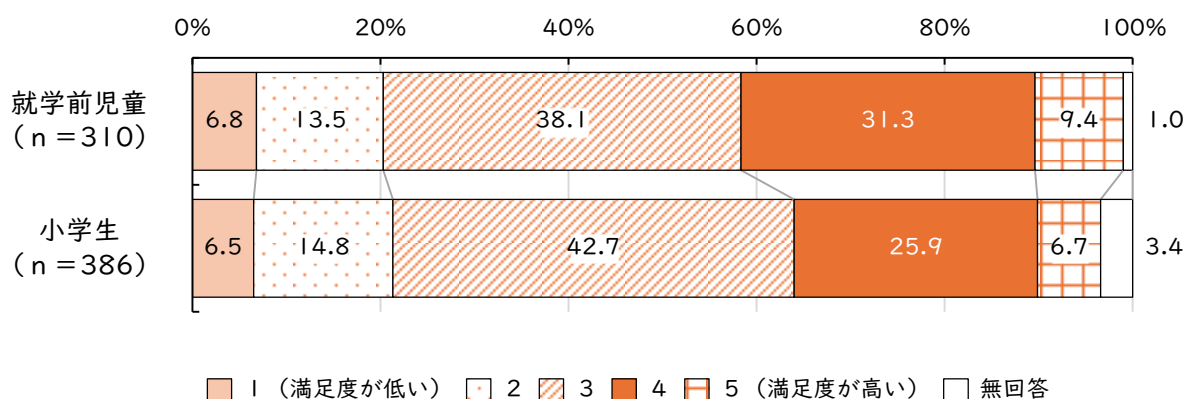


*育児休業を「取得していない」と回答した人のみ

■ 忍野村の子育て環境や支援の満足度

就学前児童は、『満足度が低い』（1 + 2）は20.3%、『満足度が高い』（5 + 4）は40.7%となっています。

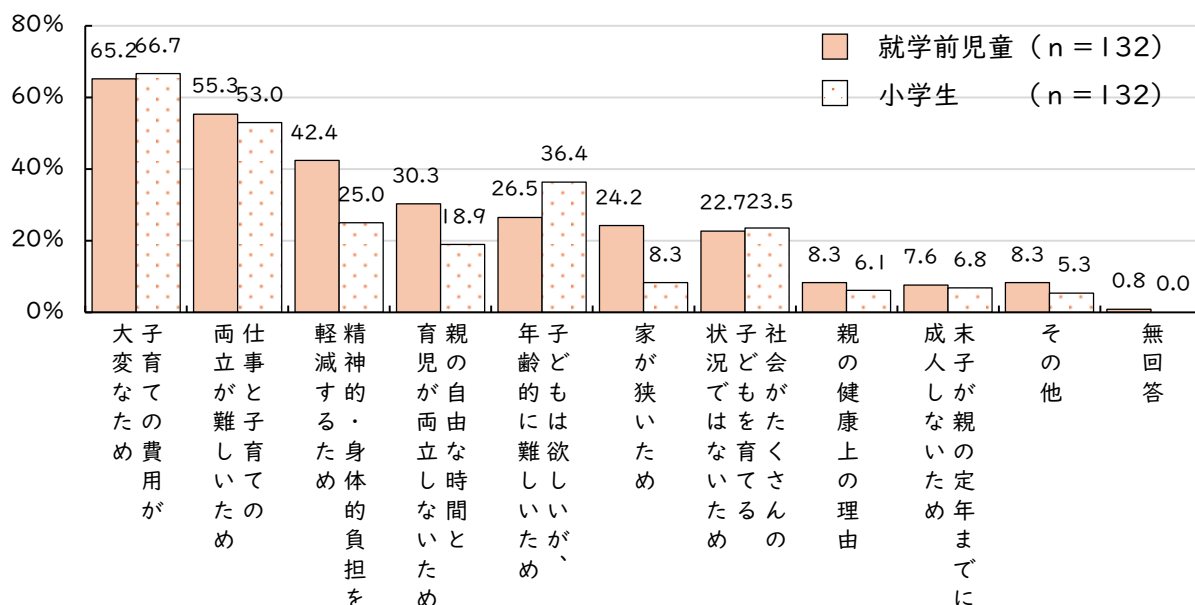
小学生は、『満足度が低い』は21.3%、『満足度が高い』は32.6%となっています。



■ 子育て可能な子どもの人数が理想の人数より少ない理由（複数回答可能）

就学前児童は、「子育ての費用が大変なため」が65.2%と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」が55.3%、「精神的・身体的負担を軽減するため」が42.4%などとなっています。

小学生は、「子育ての費用が大変なため」が66.7%と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」が53.0%、「子どもは欲しいが、年齢的に難しいため」が36.4%などとなっています。

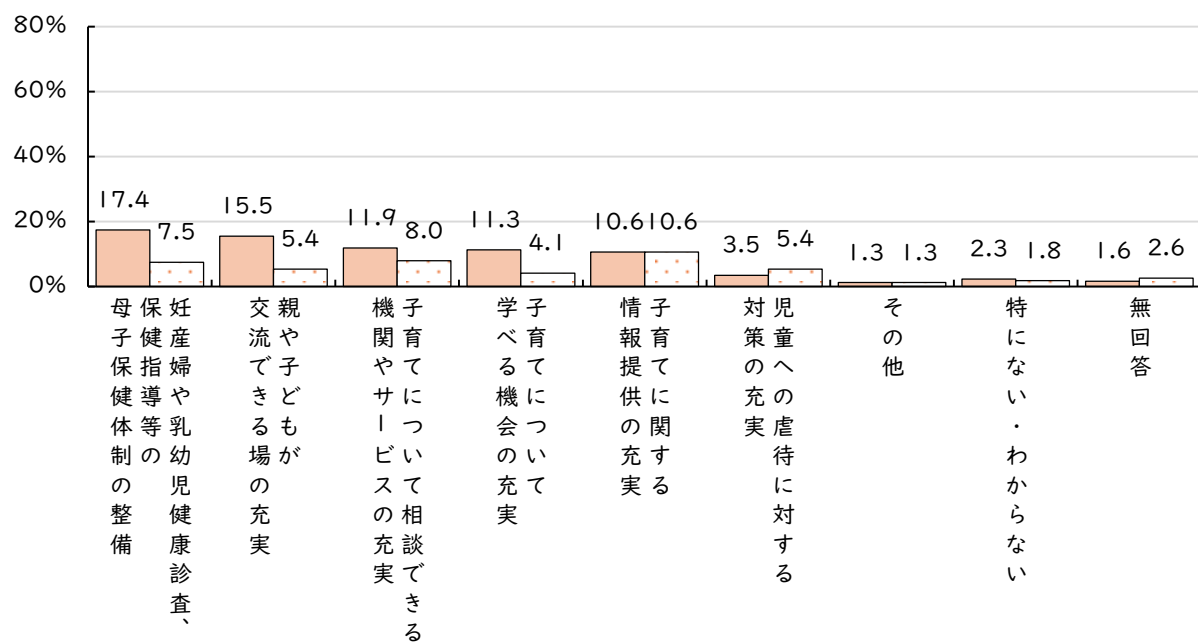
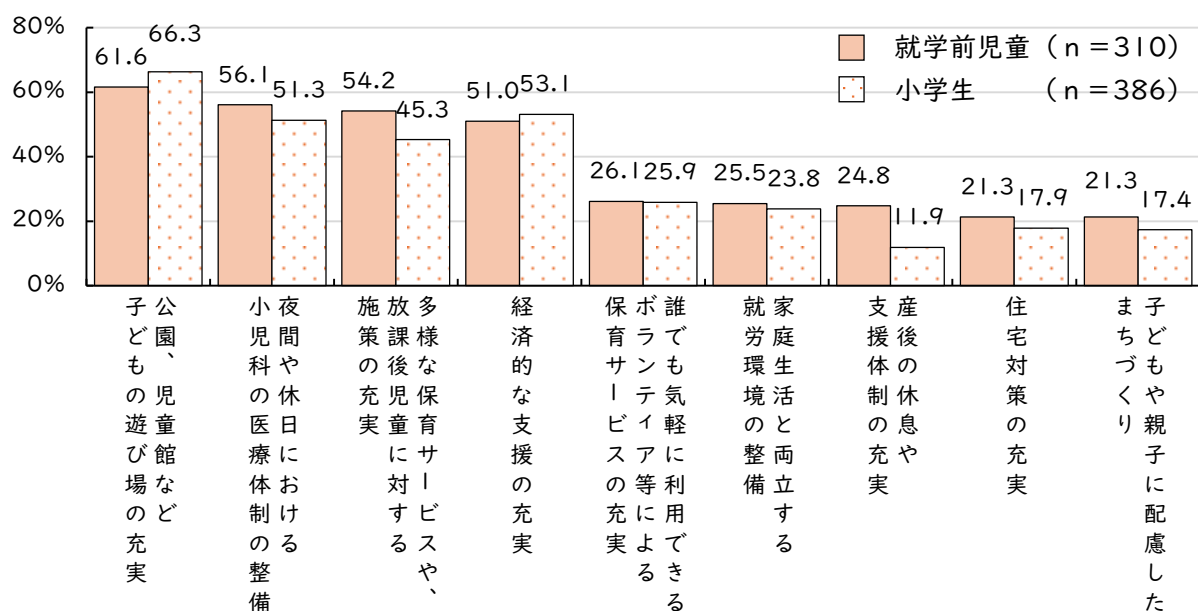


*理想の子ども的人数より現実的な子育て可能な子ども的人数の方が少ない人のみ

■ 今後、忍野村の子育て環境をさらによくしていくために重要だと思うもの (複数回答可能：5つまで)

就学前児童は、「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」が61.6%と最も多く、次いで「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が56.1%、「多様な保育サービスや、放課後児童に対する施策の充実」が54.2%などとなっています。

小学生は、「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」が66.3%と最も多く、次いで「経済的な支援の充実」が53.1%、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が51.3%などとなっています。



3 小学生アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の目的

令和2年3月に策定した「第2期 忍野村子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、当事者となる子どもが抱える悩みやまちづくりに関する意見を収集するため、小学生を対象としたアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の方法

対象者	調査方法	調査期間
忍野小学校 5年生(117人)と 6年生(82人)	小学校内でWebアンケート調査 (やまなしくらしねっとを利用)	令和7年1月24日～ 令和7年2月7日

(3) 回収状況

対象者数	回収数	無効票数	有効回収数	有効回収率
199人	185票	0票	185票	93.0%

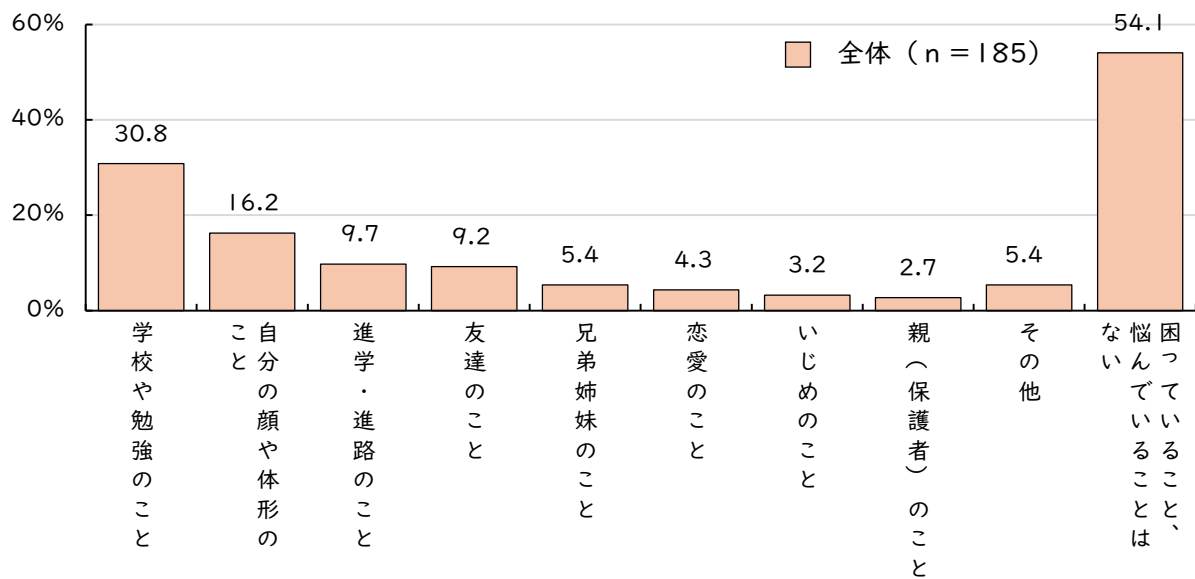
*無効票とは、白票や著しく回答が少ない票のことです。

(4) 調査結果を読む際の注意点

- ・ 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示しています。
- ・ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100％にならないことがあります。
- ・ 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100％を超える場合があります。
- ・ スペースの関係上、問や選択肢を省略して表記していることがあります。

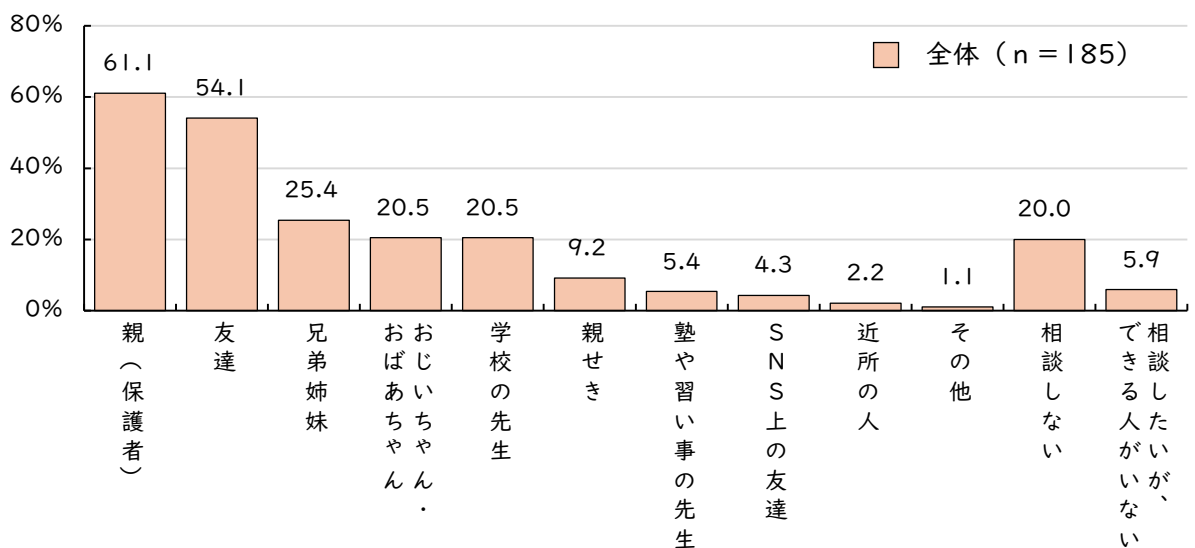
■ 悩んだり、困ったりしていること（複数回答可能）

「困っていること、悩んでいることはない」が54.1%と最も多く、次いで「学校や勉強のこと」が30.8%、「自分の顔や体形のこと」が16.2%などとなっています。



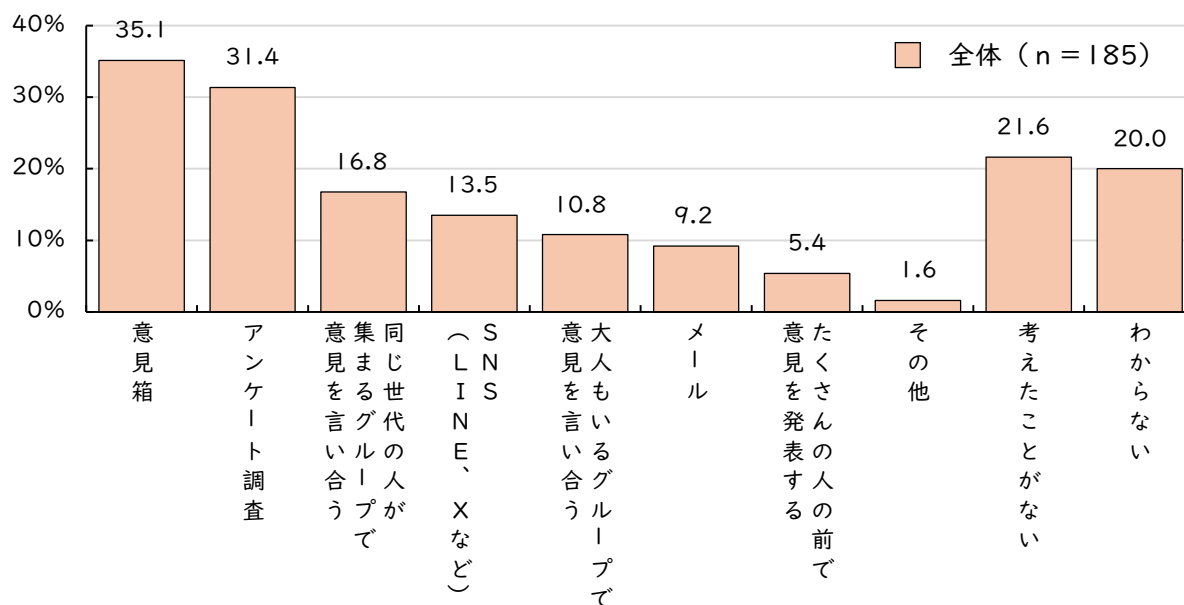
■ 何でも悩みを相談できる人（複数回答可能）

「親（保護者）」が61.1%と最も多く、次いで「友達」が54.1%、「兄弟姉妹」が25.4%などとなっています。



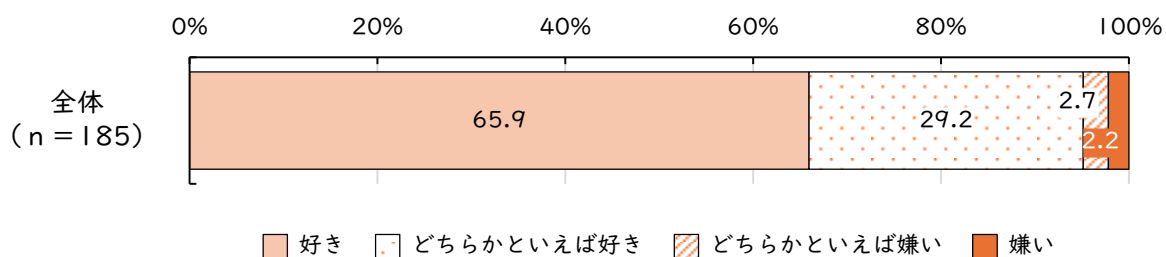
■ 居住地域での生活などをより良くするために意見を言いたい方法 (複数回答可能)

「意見箱」が35.1%と最も多く、次いで「アンケート調査」が31.4%、「考えたことがない」が21.6%などとなっています。



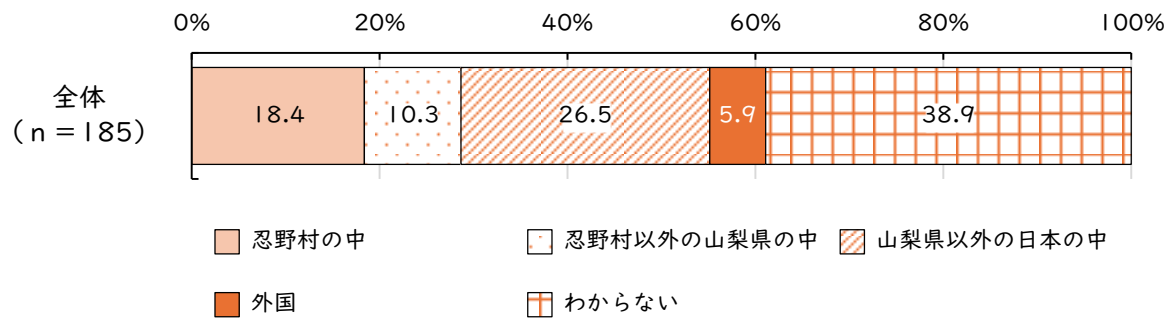
■ 忍野村が好きか

『好き』(好き+どちらかといえば好き)は95.1%、『嫌い』(嫌い+どちらかといえば嫌い)は4.9%となっています。



■ 大人になったら住みたい場所

「わからない」が38.9%と最も多く、次いで「山梨県以外の日本の中」が26.5%、「忍野村の中」が18.4%などとなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなで築く 子育てにやさしいむら 忍野村

全国的に少子化が社会問題となっていますが、忍野村では国や山梨県に比べて緩やかに少子化が進んでいる状況です。近年も、毎年100人前後の新生児が誕生しています。忍野村に生まれた子どもが健やかに成長し、日々を元気に生き生きと過ごすことは、村にとって明るい希望です。

子ども・子育て支援法では、子育てについての第一義的な責任が父母その他の保護者にあるという基本的認識の下、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないことが謳われています。

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、村の上位計画である『第7次忍野村総合計画』で掲げた基本理念の“みんなで築く 豊かなふるさと 忍野村”との整合性を保つため、“**みんなで築く 子育てにやさしいむら 忍野村**”を基本理念とします。

本計画においてはこの基本理念を踏まえ、育児の負担、子育てに伴う孤立感、子育てと仕事の両立の負担といった保護者の子育てについての障害を取り除き、保護者が子育ての意義や子育ての喜び、さらには子育てを行うことにより、子どもとともに保護者自身、さらには地域全体も成長していくことができる村づくりを目指して各施策・事業を推進していきます。

「第7次忍野村総合計画」との関係性

忍野村の最上位計画である「第7次忍野村総合計画」において、村の目指す姿として“みんなで築く 豊かなふるさと 忍野村”を掲げており、その実現に向けて進める4つの村づくりのうち、子育て支援の領域は【安心して住み続けられる村】に含まれています。

忍野村で生まれ育った若年世代や就職等を機に転入してきた若年世代の定着が重要であり、安定した生活基盤のための就労先や住居の確保とともに、次の世代を安心して育むことができる環境づくりの必要性を掲げています。

2 重点施策と分野別施策

本計画では、基本理念の実現のために取り組む施策を重点施策と分野別施策に分けて掲載しています。子ども・子育て支援法に規定される内容は、重点施策に位置付けています。また、子ども・子育て支援法には規定されていないものの、村内の子どもの健やかな成長を促進するために必要な施策を分野別施策に位置付けています。

(1) 重点施策

重点施策1 幼児期の教育・保育の充実

子育て世帯の状況や希望に応じて子どもを安心して預けられる場であり続けるとともに、就労意向のある保護者を支援するため、教育・保育の充実を図ります。保護者の働き方が多様化していることでニーズも多様化・複雑化する傾向にありますが、民間と協働して可能な限り柔軟な対応に努めます。また、待機児童ゼロの維持に努めることで、すべての保護者が安心して子育てできる地域を目指します。

【幼児期の教育・保育】

特定教育・保育	認定こども園、幼稚園、保育所（園）
地域型保育	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

*村内にない施設も記載しています。

重点施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実

在宅で子育てをする家庭を含め、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を図ります。また、児童福祉法の改正に伴い、新たに創設された事業についても、子育て家庭のニーズに柔軟に対応していくよう努めます。

【地域子ども・子育て支援事業】

(1) 利用者支援事業	(2) 地域子育て支援拠点事業
(3) 一時預かり事業	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
(5) 養育支援訪問事業	(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）	(8) 延長保育事業（時間外保育事業）
(9) 病児保育事業	(10) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
(11) 妊婦健康診査事業	(12) 子育て世帯訪問支援事業
(13) 児童育成支援拠点事業	(14) 親子関係形成支援事業
(15) 妊婦等包括相談支援事業	(16) 産後ケア事業
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
(20) こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業	

(2) 分野別施策

分野別施策1 地域における子育て支援の充実

子育てを家庭内だけのこととせず、地域の子どもを地域で育てることを念頭に置き、地域における子育て支援の充実を図ります。地域における様々な資源を有効に活用することができるよう、情報提供や相談の機会を充実させます。また、地域において積極的に子育て家庭を支援しているNPOやサークルなどの民間団体を支援することで、保護者のニーズに柔軟に対応できる体制整備に努めます。

分野別施策2 子育てにやさしい生活環境の整備

男女がともに子育てに参画することができるよう、育児休業制度等の利用を呼び掛けるとともに、職場に対して様々な働き方の導入を働き掛けます。それと同時に、保護者が仕事に集中して取り組むことができるよう、預かり時間の延長など、保育サービスの充実にも努めます。また、子どもを安心して育てる地域を目指し、通学路の整備や防犯対策などの安全・安心を確保するための取り組みを行います。

分野別施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもは、多くの経験をする事で新たな知識を身に付け、他者とのコミュニケーションを学び、心身ともに大きく成長します。また、学校等の集団生活では、社会の一員として守るべきルールを学ぶとともに、他者を思いやることの大切さを知ります。そのため、子どもが様々な経験をすることができるよう、小学校・中学校や地域における教育や体験活動を充実させるとともに、情報リテラシーなどの現代社会特有の教育にも取り組みます。

分野別施策4 母子並びに乳幼児等の健康の確保 及び 増進

妊娠・出産には常に命の危険が付きまとうことから、すべての母子が少しでも安心して出産に挑むことができるよう、健康相談や健康診査、情報提供などを行います。また、出産後も、乳幼児の健康診査などの機会に保護者から健康に関する相談を受け付けるとともに、疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めます。さらに、予防接種や食育、健康づくりなどを通して、子どもが青年期に至るまでの健やかな成長を促進します。

分野別施策5 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

子どもの中には、生まれ育った家庭環境によって、虐待や貧困といった困難を抱えながら生活している子どももいます。また、疾病や障がいを理由に、学校に通えていない子どももいます。すべての子どもが生まれながらにして持っている権利を侵害されないことがないよう、また、すべての子どもに教育を受ける機会等が平等に与えられるよう、困難等を抱えている子どもや家庭に寄り添ったきめ細かな支援を行います。

3 施策の体系

基本理念

みんなで築く 子育てにやさしいむら 忍野村

重点施策1 幼児期の教育・保育の充実

- (1) 教育事業【1号認定・2号認定（教育）】 (2) 保育事業【2号認定（保育）】
(3) 保育事業【3号認定（保育）】

重点施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実

- (1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業
(3) 一時預かり事業 (4) 乳児家庭全戸訪問事業
(5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） (8) 時間外保育事業（延長保育事業）
(9) 病児保育事業 (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
(11) 妊婦健康診査事業 (12) 妊婦等包括相談支援事業
(13) 産後ケア事業 (14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
(15) 子育て世帯訪問支援事業 (16) 児童育成支援拠点事業
(17) 親子関係形成支援事業 (18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
(20) こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業

分野別施策1 地域における子育て支援の充実

- (1) 子育てに関する情報・相談体制の充実 (2) 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進
(3) 子育て家庭への経済的支援

分野別施策2 子育てにやさしい生活環境の整備

- (1) 職業生活と家庭生活との両立の支援 (2) 子どもの安全対策の推進

分野別施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
(2) 家庭や地域の教育力の向上

分野別施策4 母子並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- (1) 子どもや母親の健康の確保 (2) 「食育」の推進
(3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実

分野別施策5 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

- (1) 児童虐待防止対策等の充実 (2) ひとり親家庭等への自立支援の推進
(3) 障がいのある子ども及び外国籍・外国にルーツがある子ども等への支援

教育・保育給付の認定区分

子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。保育の必要性の認定については、国が策定する認定基準をもとに、運用の実態を勘案しながら村で基準を策定しています。

また、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点の取り組みとして、幼児教育・保育無償化が令和元年10月より開始されています。

対象となる事業は、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設等の3歳から5歳のすべての子どもの利用料の無償化と、0歳から2歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。また、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで新たに保育の必要性があると認定された場合は、一定の範囲内で利用料が無償化されます。

【教育・保育給付の認定区分】

認定区分	対象者	保育の必要性	対象施設
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合	なし	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	あり	認定こども園、保育所、認可外保育施設
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合		認定こども園、保育所、特定地域型保育事業、認可外保育施設

子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

【子育てのための施設等利用給付の認定区分】

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	- 満3歳以上の小学校就学前の子ども - 新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	- 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども - 別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	- 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども - 別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの - 保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

2 教育・保育提供区域の設定

区域設定の概要

子ども・子育て支援法 第61条第2項において、“市町村は、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定しなければならない”とされています。

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（＝教育・保育提供区域）を設定します。

区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園・通所にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

忍野村における教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業提供区域

上記の考え方を踏まえ、忍野村では教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を村内全域（1区域）に設定します。

【教育・保育提供区域】

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳児）	全村 （1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画からの区域設定を継承し、忍野村内を1区域とします。
2号認定（3～5歳児）		
3号認定（0～2歳児） ※量の見込と確保策は、各歳別		

【地域子ども・子育て支援事業提供区域】

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 一時預かり事業 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） (8) 時間外保育事業（延長保育事業） (9) 病児保育事業 (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） (11) 妊婦健康診査事業 (12) 妊婦等包括相談支援事業 (13) 産後ケア事業 (14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） (15) 子育て世帯訪問支援事業 (16) 児童育成支援拠点事業 (17) 親子関係形成支援事業	全村 （1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画からの区域設定を継承し、忍野村内を1区域とします。

3 児童人口の将来推計

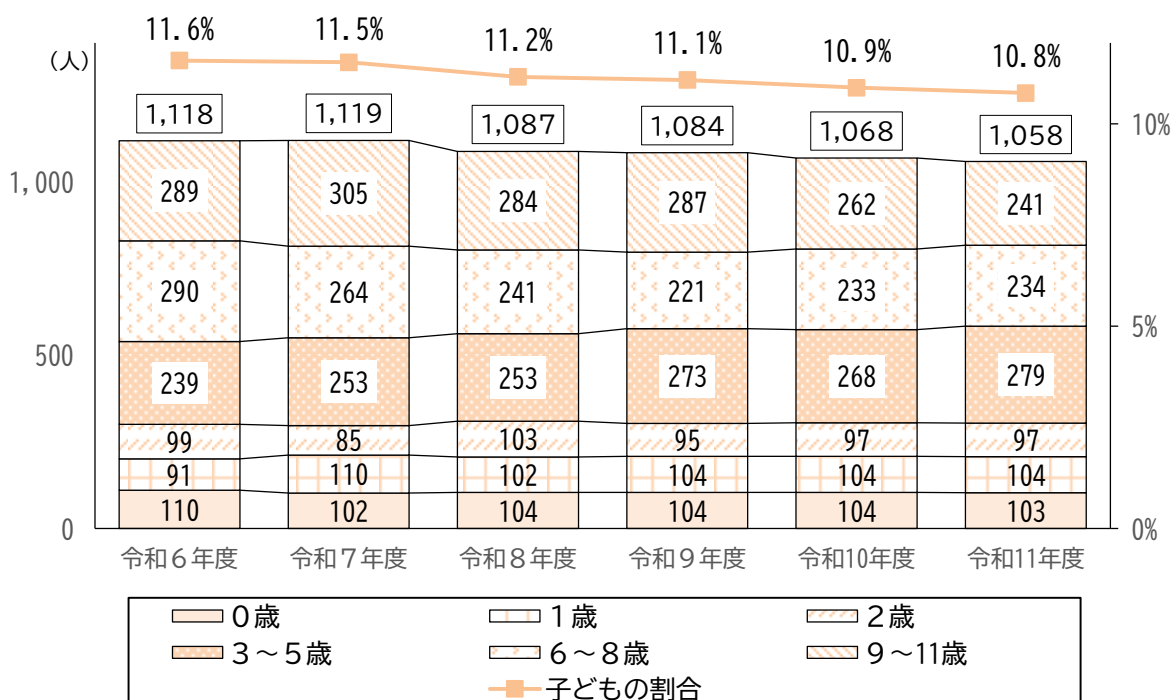
令和2年度から令和6年度（4月1日時点）の性別・各歳別の平均変化率を基本に、忍野村の人口を推計すると、下表のとおりになります。

多くの市町村で人口減少が進んでいる中、忍野村では毎年度20人台～40人台程度の微増傾向が継続すると見込まれています。計画期間の最終年度である令和11年度においては、9,829人と、令和6年4月時点（9,667人）よりも162人増加すると推測されます。

子ども・子育て支援事業に関係する11歳以下の子どもの人数は、令和6年度の0歳児が大幅に増えたことにより、年齢層によっては増加する年度もありますが、総数としては微減傾向で、令和11年度では1,058人、総人口に占める子どもの割合は10.8%まで減少することが推測されます。

【人口推計】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総人口	9,667	9,713	9,737	9,779	9,804	9,829
子どもの人数	1,118	1,119	1,087	1,084	1,068	1,058
子どもの割合	11.6%	11.5%	11.2%	11.1%	10.9%	10.8%
9～11歳	289	305	284	287	262	241
6～8歳	290	264	241	221	233	234
3～5歳	239	253	253	273	268	279
2歳	99	85	103	95	97	97
1歳	91	110	102	104	104	104
0歳	110	102	104	104	104	103



4 幼児期の教育・保育の充実

量の見込み設定についての考え方

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

（１）教育事業【１号認定・２号認定（教育）】

対象

１号認定の３～５歳児及び２号認定（保育の必要性あり）の３～５歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（認定こども園、幼稚園）

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和６年度 (年度末見込)	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	99	97	97	104	103	107
１号認定		78	78	84	83	86
２号認定（教育ニーズ）		19	19	20	20	21
②確保の内容 (利用定員)		120	120	120	120	120
特定教育・保育		120	120	120	120	120
施設給付でない幼稚園		0	0	0	0	0
差（②－①）		23	23	16	17	13

量の確保方策

- 令和６年度現在、「村立認定こども園忍野幼稚園」と「認定こども園 ウブントウ忍野の森」の２箇所で開催を行っており、利用定員は120人となっています。量の見込みが最大である令和11年度の必要利用定員総数107人に対し、受け入れ可能人数は上回っており、今後の少子化傾向を考慮すると、必要な量は確保されています。

（２）保育事業【２号認定（保育）】

対象

２号認定（保育の必要性あり）の３～５歳児

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、保育所（園））

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和６年度 (年度末見込)	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	151	141	141	152	149	155
②確保の内容 (利用定員)		264	264	264	264	264
特定教育・保育		264	264	264	264	264
特定地域型保育		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
差（②－①）		123	123	112	115	109

量の確保方策

- ・令和６年度現在、「村立認定こども園忍野幼稚園」、「村立忍草保育所」、「村立内野保育所」、「認定こども園 ウブントウ忍野の森」の４箇所で行っており、３～５歳児の利用定員は264人となります。量の見込みが最大である令和11年度の必要利用定員総数155人に対し、受け入れ可能人数は上回っており、今後の少子化傾向を考慮すると、必要な量は確保されています。

(3) 3号認定＜0～2歳＞**事業内容**

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、保育所（園））

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

＜2歳児＞	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	61	53	64	59	60	60
②確保の内容 (利用定員)		89	89	89	89	89
特定教育・保育		74	74	74	74	74
特定地域型保育		8	8	8	8	8
認可外保育施設		7	7	7	7	7
差（②－①）		36	25	30	29	29

量の確保方策

- ・令和6年度現在、「村立認定こども園忍野幼稚園」、「村立忍草保育所」、「村立内野保育所」、「認定こども園 ウブントウ忍野の森」、家庭的保育事業の「森の中の保育園 エンジェルの森」、企業主導型保育（認可外保育）の「ファナック保育園」の6箇所で事業を行っており、2歳児の利用定員は89人となります。アンケート結果によるニーズ量は、令和6年度の実績見込量よりも下回りましたが、今後のニーズ量は増加すると見込まれるため、第2期計画期間の2歳児保育の最大利用率で見込量を算出したところ、令和8年度の64人が最大の見込量となりました。その結果、受け入れ可能人数はいずれの年度においても上回っており、計画期間及び今後の少子化傾向を考慮すると、必要な量は確保されています。

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

< 1 歳児 >	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	38	52	48	49	49	49
②確保の内容 (利用定員)		53	53	53	53	53
特定教育・保育		39	39	39	39	39
特定地域型保育		8	8	8	8	8
認可外保育施設		6	6	6	6	6
差 (②-①)		1	5	4	4	4

量の確保方策

- ・令和6年度現在、「村立忍草保育所」、「村立内野保育所」、「認定こども園 ウブントウ忍野の森」、家庭的保育事業の「森の中の保育園 エンジェルの森」、企業主導型保育（認可外保育）の「ファナック保育園」の5箇所で事業を行っており、1歳児の利用定員は53人となります。アンケート結果によるニーズ量は、令和6年度の実績見込量とかなり乖離があったため、第2期計画期間の1歳児保育の最大利用率で見込量を算出したところ、令和7年度の52人が最大の見込量となりました。その結果、受け入れ可能人数はいずれの年度においても上回っており、計画期間及び今後の少子化傾向を考慮すると、必要な量は確保されています。

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

< 0 歳児 >	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	25	29	29	29	29	29
②確保の内容 (利用定員)		38	38	38	38	38
特定教育・保育		28	28	28	28	28
特定地域型保育		3	3	3	3	3
認可外保育施設		7	7	7	7	7
差 (②-①)		9	9	9	9	9

量の確保方策

- ・令和6年度現在、「村立忍草保育所」、「村立内野保育所」、「認定こども園 ウブントウ忍野の森」、家庭的保育事業の「森の中の保育園 エンジェルの森」、企業主導型保育（認可外保育）の「ファナック保育園」の5箇所で事業を行っており、0歳児の利用定員は38人となります。アンケート結果によるニーズ量は、令和6年度の実績見込量よりも下回りましたが、今後のニーズ量は増加すると見込まれるため、第2期計画期間の0歳児保育の最大利用率で見込量を算出したところ、いずれの年度も29人の見込みとなりました。その結果、受け入れ可能人数はいずれの年度においても上回っており、計画期間及び今後の少子化傾向を考慮すると、必要な量は確保されています。

0～2歳の保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率	60.6% (180/297)	58.3% (180/309)	59.4% (180/303)	59.0% (180/305)	59.2% (180/304)

* 保育利用率は、3号認定（0歳＋1～2歳）の確保の内容（保育提供可能量）÷推計人口により算出

5 地域子ども・子育て支援事業の充実

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりに設定します。

（１）利用者支援事業

事業内容

子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、認定こども園、保育所等の施設や地域の子育て支援事業等から必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供や助言等、必要な支援を行う事業

量の見込みと確保の内容

	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差（②－①）		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・令和6年度現在、保健福祉センター内に設置されている子育て世代包括支援センターにて、子育て世帯が必要とするサービスの情報提供や相談業務を実施しており、今後も相談事業の拡充に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児 及び その保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	令和6年度 (年度未見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	860	763	794	778	783	781
②確保の内容		860	860	860	860	860
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②－①)		97	66	82	77	79

量の確保方策

- ・児童館「来夢」にて親子の遊びの広場（フルーツポンチ）等の事業を実施しています。アンケート結果によるニーズ量はいずれの年度においても受け入れ可能人数は上回っています。計画期間及び今後の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

（３）一時預かり事業

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	560	616	616	665	653	679
②確保の内容		860	860	860	860	860
		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
差（②－①）		244	244	195	207	181

量の確保方策

- ・令和6年度現在、「村立認定こども園忍野幼稚園」と「認定こども園 ウブントウ忍野の森」の2箇所で開催事業を実施しています。第2期計画期間の最大利用率で見込量を算出したところ、令和11年度の679人日が最大の見込量となり、いずれの年度においても受け入れ可能人数は上回っています。計画期間及び今後の少子化傾向を考慮すると、必要な量は確保されています。

②その他（在園児対象型を除く）一時預かり

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	600	845	864	890	884	905
②確保の内容		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
差（②－①）		355	336	310	316	295

量の確保方策

- ・令和6年度現在、「村立内野保育所」と「認定こども園 ウブントウ忍野の森」の2箇所で開催事業を実施しています。第2期計画期間の最大利用率で見込量を算出したところ、令和11年度の905人日が最大の見込量となり、いずれの年度においても受け入れ可能人数は上回っています。計画期間及び今後の少子化傾向を考慮すると、必要な量は確保されています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	102	104	104	104	103
②確保の内容	実施体制	保健師等				
	実施機関	役場 福祉保健課				

量の確保方策

- ・引き続き、福祉保健課が主管課として、全戸訪問に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	50	43	44	44	44	43
②確保の内容	実施体制	保健師等				
	実施機関	役場 福祉保健課				

量の確保方策

- ・福祉保健課が主管課として、乳児家庭全戸訪問後も継続した支援が必要と判断した家庭を訪問します。
- ・関係機関と連携し、支援家庭が適切な養育ができるよう助言や指導を行います。
- ・虐待の発生を予防し、早期発見・早期対応の体制づくりを進めます。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
差（②－①）		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・令和6年度現在、当該事業の実績はありません。アンケート結果によるニーズも算出されませんでした。利用希望が発生した際は、村内に施設がないため、都留児童相談所等と連携を図り、村外の関係施設等における一時保護の対応を図ります。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	60	120	140	160	180
②確保の内容		60	120	140	160	180
差（②－①）		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・令和6年度現在、村内にはファミリーサポートセンターはなく、アンケート結果によるニーズも算出されませんでした。同じ地域の人と交流しつつ、気軽に子育てをサポートしてもらえ、メリットがあるため、令和7年度から事業を開始し、預かり会員の確保を図り、事業の周知に努めます。

(8) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・アンケートでは、20時までの利用希望が1人/194人いたので、ニーズ（量の見込み）は発生していますが、本村では、第3期計画期間においても8時00分～19時00分の11時間を保育標準時間として実施していきます。なお、保育短時間の利用者に対する16時30分から18時00分までの延長保育事業は対応中で、令和6年度は62人程度の実績がありました。

(9) 病児保育事業

事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	12	13	13	13	13
②確保の内容		0	0	0	0	0
		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
差(②-①)		▲12	▲13	▲13	▲13	▲13

量の確保方策

- ・令和6年度現在、村内には委託可能な医療機関・施設はありませんが、近隣市町村の施設での利用実績があります。アンケートによるニーズは高いものの、村内で当該事業を展開するための医療機関・施設を確保することは施設面や人材面で難しいため、今後も近隣市町村と連携して、受け入れ体制の確保に努めます。

(10) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	78	85	79	73	76	76
1年生	33	23	23	23	27	23
2年生	24	29	24	23	23	27
3年生	20	30	29	24	23	23
低学年 計	77	82	76	70	73	73
4年生	0	1	1	1	1	1
5年生	0	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1	1
高学年 計	1	3	3	3	3	3
②確保の内容		93	93	93	93	93
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		8	14	20	17	17

量の確保方策

- ・令和6年度現在、児童館「来夢」（1箇所）で当該事業を実施しています。量の見込みが最大である令和7年度の85人に対し、供給体制で受け入れが可能となっています。また、夏休み、冬休み、春休みの長期休みの期間は利用希望者も多くなりますが、受け入れ体制を工夫しながら可能な限り対応します。

(11) 妊婦健康診査事業

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人回／年)

	令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,380 (14回/人)	2,422 (14回/人)	2,450 (14回/人)	2,450 (14回/人)	2,450 (14回/人)	2,436 (14回/人)
②確保の内容	実施場所	妊婦が希望する産科医療機関				
	実施体制	医療機関との連携				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	実施時期	初期～妊娠23週：4週間に1回 妊娠24週～35週：2週間に1回 妊娠36週～分娩：1週間に1回				

量の確保方策

- ・福祉保健課が主管課として、上記の内容で対応します。

(12) 妊婦等包括相談支援事業 【新規】**事業内容**

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：件・回／年）

		令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	90	100	100	100	100	100
	1組あたり面談回数		3	3	3	3	3
	面談実施合計回数		300	300	300	300	300
②確保の内容			300	300	300	300	300
差（②－①）			0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・妊娠届出時面談や出産前面談、出産後の訪問などにより、妊婦や児の健康状態や養育環境を確認し、個々の状況に寄り添った支援へとつなげます。

(13) 産後ケア事業 【新規】**事業内容**

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業（病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型の3種類）

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

		令和6年度 (年度末見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		66	66	66	66	66	66
②確保の内容			66	66	66	66	66
差（②－①）			0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・近隣の市町村の実施状況や既存の類似事業を整理し、事業を展開します

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規】**事業内容**

就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、内閣府令で定める月一定時間までの利用枠の範囲内で、満3歳未満の小学校就学前子どもが保育所（園）や幼稚園などの施設に通園し、遊びや生活の場を利用し、保護者の情報や助言を受ける事業

＊令和8年度から全自治体での実施が開始される予定ですが、月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和9年度（2027年度）まで2年間の経過措置）

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

< 2歳児 >	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	1	1	2	2
②確保の内容	0	1	1	2	2
差（②－①）	0	0	0	0	0

< 1歳児 >	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	1	1	2	2
②確保の内容	0	1	1	2	2
差（②－①）	0	0	0	0	0

< 0歳児 >	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	1	1	2	2
②確保の内容	0	1	1	2	2
差（②－①）	0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・令和8年度からの本格実施に向けて必要な受け皿を確保するとともに、試行実施市町村や近隣の市町村の実施状況や既存の類似事業を整理し、実施方法を検討します。

児童福祉法改正により新たに創設された事業

子育てに困難を抱える世帯が増えている状況に対応するため、国において、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図る「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が令和4年（2022年）6月8日に成立し、令和6年（2024年）4月1日に施行されました。

具体的には、要保護児童等への支援の市町村業務への追加、支援を要するこどもや妊産婦等へのサポートプランの作成とともに、訪問による家事支援等の事業の創設等などが盛り込まれました。

◆◇ 新たに創設された3事業 ◇◆

事業内容

(15) 子育て世帯 訪問支援事業	0～18歳未満を対象に、家事・子育て等に不安や負担を抱えた家庭や妊産婦、ヤングケアラー等の居宅を訪問し、支援を実施する事業
(16) 児童育成支援 拠点事業	12～18歳未満を対象に、家庭や学校に居場所のない児童に対して、生活習慣や学習のサポート、食事の提供などを行う事業
(17) 親子関係 形成支援事業	0～18歳未満を対象に、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に、講義やグループワーク等を通じて児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業

確保方策

- ・近隣市町村の実施状況や既存の類似事業を整理し、実施方法を検討していくとともに、関係団体との連携により潜在ニーズの把握に努めます。
- ・支援を必要とする家庭に対してより確実に支援を届けられるよう、支援を必要とする家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家庭や養育環境を整えることにより虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取り組みを推進していきます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び小学校・中学校に通園・通学する児童の保護者が通園・通学している施設に支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

今後の方針

- ・令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に併せ、幼稚園・小学校・中学校の給食費が無償となっています。また、保育所の副食費も無償化児童を対象に無償となっています。今後も国や近隣の市町村の動向をみながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業

今後の方針

- ・国や近隣市町村の動向をみながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

(20) こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容

要保護児童連絡協議会（こどもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業

今後の方針

- ・関係機関との連携を強化し、「忍野村要保護児童対策地域協議会」が迅速かつ適切な対応及び支援ができるよう取り組み、早期発見・早期対応・継続的な支援に向けきめ細かなネットワーク体制を整えます。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

認定こども園の普及に関する基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもを受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。忍野村では、より多様化している保護者や地域のニーズに対応するため、平成30年度に忍野幼稚園を“幼稚園型認定こども園”に移行しました。

今後も、教育・保育の必要量とその確保にかかる調整（需給調整）について、既存保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定していく方針とします。なお、移行にあたっては、国の考え方に従い、希望園及び周辺の利用実態を踏まえた定員設定を行うこととし、具体的な数は忍野村子ども・子育て会議において、その都度検討します。

教育・保育及び地域子育て支援事業の役割と推進方策

認定こども園、保育所においてより質の高い教育・保育が提供できるよう、人材の確保に努めるとともに、研修の実施など、人材の育成に努めます。

教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

認定こども園、保育所は子ども・子育て支援の中心的な施設であり、地域型保育事業は補完的な位置づけとなります。第1期計画期間では、家庭的保育施設が1箇所、企業主導型保育施設が1箇所開設され、0～2歳児の保育量を中心に充実されました。第2期計画期間においては、これらの施設もより地域に根づいた形となりました。

今後も、相互の情報共有と連携を図り、地域型保育事業、保育所、認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるように努めます。

認定こども園、保育所と小学校等との連携

認定こども園や保育所での生活が小学校入学以降の学ぶ力の土台づくりにつながることに配慮した教育・保育の内容の実施を図ります。

また、行事を通じた児童の交流や体験学習などの連携を通じて小学校への円滑な接続を図ります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園（未移行園）、認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等が給付の対象となりました。

この制度の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

第5章 分野別施策

1 地域における子育て支援の充実

子育てが主に行われる場は、家庭です。中でも就学前の子どもは家庭で過ごす時間が長く、自然と親が子育てに関わることが多くなります。また、日々の生活の世話や急な発熱等への対応に加え、基本的なあいさつや食事マナーの教育、定期的な健康診査や歯科検診の受診など、親が家庭で行う子育ては多岐に渡ります。しかし、子育てに追われた親は疲労や不安から家に閉じこもりがちとなり、社会から孤立しやすいと言われています。特に初めての子育ての場合は、他の家庭や子どもと比較してしまったり、必要以上に完璧な対応を求めてしまったりして、不安や悩みを抱えやすい傾向にあります。また、子育ての過度なストレスが子どもへの虐待へとつながることも考えられることから、親が不安や悩みを感じていることに気が付いたら、早い段階で介入することが大切となります。そして、なによりもすべての親が楽しみながら子育てをすることができるよう、家庭における子育ての負担を軽減するために地域や村が積極的に子育て支援に取り組む必要があります。

そこで、地域では子育て支援に関する情報提供や相談体制を充実させるとともに、地域として子育てを支援することを広く周知します。子育てが終わった人やこれから子どもを考える人だけでなく、**子育てをしない**という選択をした人も、地域で生活する子どもやその家族を見守り、子どもの健全な成長と一緒に喜ぶことができる意識が地域に根付くことを目指します。また、地域で活動する民間団体等の支援や各種制度の周知を通して、多方面から子育て家庭を支援していきます。

施策の方向

(1) 子育てに関する情報・相談体制の充実

- ①社会全体への子どもの権利に関する啓発の推進
- ②子育て支援条例の制定
- ③子育てを支援する意識啓発の推進
- ④情報提供の充実
- ⑤相談体制の充実

(2) 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

- ①子育てNPOや子育てサークル支援
- ②地域の子育て関係機関の連携・協力
- ③山梨県や地域企業とのコラボによる子育て支援の横展開

(3) 子育て家庭への経済的支援

- ①各種制度の推進
- ②第1子 8か月以上3歳未満児の保育料無償化
- ③子ども・子育て支援金の給付

(1) 子育てに関する情報・相談体制の充実

具体的な施策・取り組み

①社会全体への子どもの権利に関する啓発の推進

子育て支援課

- ◆ 子ども自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、こども基本法、子どもの権利条約の内容等、子どもの権利について、周知・啓発を推進します。《新規》

②子育て支援条例の制定

子育て支援課

- ◆ 子どもに関する施策、子育てに関する施策等を推進するため、基本理念、村の責務や役割、施策の基本方向等を定める条例を制定し、村が目指す地域づくりの方向性を示します。《新規》

③子育てを支援する意識啓発の推進

子育て支援課

- ◆ 様々な事業や媒体を通じて、地域全体で子どもや子育て家庭を支援していくことや、地域の子育て環境の重要性についての意識啓発を推進するとともに、待機児童を発生させないよう教育・保育施設の充実に努めます。《改善》

④情報提供の充実

子育て支援課・福祉保健課・総務課

- ◆ 母子健康手帳交付時からすべての妊婦・子育て家庭に寄り添い、健康や子育て支援に関する適切な情報提供や相談、保健指導を行います。《継続》
- ◆ 村のホームページや公式SNS、子育て支援ポータルサイト、広報おしの、事業等を通じて、子育てに関する適切な情報を継続して提供していきます。《継続》

⑤相談体制の充実

子育て支援課・福祉保健課

- ◆ 子育て支援サービスについて、電話での問い合わせを受け付けるとともに、育児相談等に関しては、保健師が対応していきます。《継続》
- ◆ 子育て世代地域包括支援センター*における相談事業等の拡充に努めます。相談内容が多様化・複雑化・専門化等する傾向にあるなかでも相談者のニーズに合った的確なアドバイスができるよう、県の講習会等を受講して相談担当者の育成、資質の向上に努めます。《継続》

*子育て世代地域包括支援センター：主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療、または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としています。

(2) 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

具体的な施策・取り組み

①子育てNPOや子育てサークル支援

子育て支援課

- ◆ 地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOや子育てと主体的に向き合いながらサークル活動を実施している保護者などに、村の公式SNSを活用し、各種子育て支援に関する情報提供等の支援を行います。《改善》

②地域の子育て関係機関の連携・協力

子育て支援課

- ◆ 認定こども園や保育所、家庭的保育事業所、企業主導型保育事業所、学校、その他の関係機関が専門的分野のノウハウを共有したり、情報交換を行ったりする等、地域全体の連携・協力を強化します。《継続》
- ◆ 子ども・子育て支援に関する地域課題や計画推進状況に関する情報の共有を図り、地域ぐるみの取り組みの方向性を検討するため、子ども・子育て会議を年間3回程度、定期的を開催します。《改善》

③山梨県や地域企業とのコラボによる子育て支援の横展開

子育て支援課

- ◆ 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化しているため、関係者が連携して未来を担う子どもたちのために社会全体で子育てを支援する仕組みを構築します。《新規》

(3) 子育て家庭への経済的支援

具体的な施策・取り組み

①各種制度の推進

子育て支援課・福祉保健課

- ◆ 国や県、近隣市町村の動向を見据えながら、児童手当、こども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、就学援助費等の各種制度を充実します。《継続》
- ◆ 現況届・更新手続き以外でも、村のホームページや公式SNS、子育て支援ポータルサイト、広報おしの等を通じて、制度の周知を行います。《継続》

②第1子 8か月以上3歳未満児の保育料無償化

子育て支援課

- ◆ 仕事と子育ての両立を保育の分野から支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第1子8か月以上3歳未満児の保育料無償化を実施し、保育料の完全無料化を継続します。《継続》

③子ども・子育て支援金の給付

子育て支援課

- ◆ 第1子8か月以上3歳未満児を在宅で養育している子育て家庭に対し、保育料無償化に代わる経済的支援として保育料の平均額に相当する金額を給付します。《新規》

2 子育てにやさしい生活環境の整備

日本は性別による役割分担意識が非常に強く、長年、男性は仕事、女性は家事・子育てを行うという役割分担がされてきました。しかし、約50年前に世界的に男女共同参画が推進されるようになったことで、日本でも高等教育を受けたり、社会に出て働いたりする女性が増加しました。現在では、女性が大学に進学したり、社会で働いたりすることは珍しくありません。けれども、長きに渡った性別による役割分担意識は根強く、家庭によっては今も働く女性が家事・子育ても担っている状況です。この背景には、当事者の意識の問題だけでなく、未だに男性が家事・子育てに参画しにくい社会であることがあります。例えば男性が仕事の時間を調整して家事・子育てに参画したいと思っても、職場がそれを許容しなければ実現は困難です。また、男性の育児休業の取得率は上昇傾向にあるものの、取得日数が少ない等の課題が残ります。そのため、当事者に改善を求めるに留まらず、一人ひとりが希望する生き方を尊重できる社会づくりをしていかなければなりません。

そこで、家事・子育てに参画する男性を増加させるとともに、子育て中の女性が働くことが尊重されるよう、個人や企業等に対して男女共同参画意識の醸成を図ります。また、仕事と子育ての両立に向けて、預かり時間の延長など、保育サービスの充実を図ります。あわせて、子どもや子育て家庭を含む、誰もが安心・安全に生活ができる環境となるよう、道路や施設、公園設備の整備・改修や防犯活動等に取り組んでいきます。

施策の方向

(1) 職業生活と家庭生活との両立の支援

- ①男女共同参画意識の啓発
- ②関連法制度等の広報・啓発
- ③育児休業制度の拡充促進
- ④仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実

(2) 子どもの安全対策の推進

- ①安全な通学路等の確保
- ②交通安全教育等の充実
- ③公共施設等におけるバリアフリー化の推進
- ④犯罪に関する情報提供の推進
- ⑤パトロール活動の推進
- ⑥防犯ボランティア活動の支援
- ⑦児童公園の整備

(1) 職業生活と家庭生活との両立の支援

具体的な施策・取り組み

①男女共同参画意識の啓発

総務課

- ◆ 男女共同参画社会の実現に向け、「第3次忍野ハーモニープラン（男女共同参画計画）」に掲げている施策を推進するとともに、広報おしのや村のホームページ等に男女共同参画に関する記事を定期的に掲載して、男性も家事、子育て等の家庭生活に主体的に関っていけるよう、意識啓発を行います。《継続》
- ◆ 育児・介護休業制度を利用しやすくする具体的な情報提供や啓発活動を行うとともに、企業への働きかけを実施します。《継続》

②関連法制度等の広報・啓発

観光産業課

- ◆ 国や県と連携しながら、男女が対等な責任を持って仕事と家庭の両立ができる環境を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等に関わる関係各法や制度の周知活動を継続的に実施します。《継続》

③育児休業制度の拡充促進

観光産業課

- ◆ 国や県と連携しながら、育児休業制度や関連機関が実施している奨励制度等について、住民並びに村内企業等への周知を図り、男女問わず、育児休業制度の活用促進を働きかけます。《継続》

④仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実

子育て支援課

- ◆ 保護者のニーズや就労状況を見据えながら、教育・保育施設利用や一時預かり事業等子育て世帯を支えるサービスのより一層の充実を図ります。《改善》

(2) 子どもの安全対策の推進

具体的な施策・取り組み

①安全な通学路等の確保

総務課

- ◆ 財政状況を踏まえながら、必要に応じて、通学路には照明や防犯灯を設置し、児童・生徒の安全確保に努めます。《継続》

②交通安全教育等の充実

教育委員会・子育て支援課

- ◆ 子どもを交通事故から守るため、警察、認定こども園、保育所、学校など関係機関が連携し、交通安全教育の充実を図ります《継続》
- ◆ 通学路の危険個所の点検をPTAが計画し、実際の現場に役場の建設課・総務課・教育委員会・PTA役員・学校などが一堂に介して点検・改修計画を立案し、順次対応に努めます。《改善》

③公共施設等におけるバリアフリー化の推進

企画課

- ◆ ベビーカー・車イスの利用者の利便性、子どもの安全性を高めるため、財政状況等を踏まえながら、計画的に公共施設のバリアフリー化を推進します。《継続》

④犯罪に関する情報提供の推進

教育委員会

- ◆ 広報や学校だより、生徒指導部会からの「安全だより」等により情報提供を行うとともに、小学校・中学校では保護者に対し、不審者目撃情報等のメール配信を行います。また、日頃より防犯訓練等を実施し、児童や教職員に対して正しい知識や情報等を提供します。《継続》

⑤パトロール活動の推進

教育委員会

- ◆ 小学校下校時にボランティアによるパトロールを、継続して実施します。《継続》

⑥防犯ボランティア活動の支援

教育委員会

- ◆ 警察署と連携して行っている「こども110番の家」を分かりやすく地図等に表示するとともに、地域の防犯ボランティア活動に対する支援を積極的に推進します。《改善》

⑦児童公園の整備

子育て支援課

- ◆ 年1回の定期的な点検を行うことで、遊具の安全管理に努めます。《継続》

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

日本では、すべての子どもが中学校卒業まで年齢に応じた教育を受けることができます。この教育は、知識の習得だけに限らず、生きる力やコミュニケーション力の醸成、様々な感情の理解、基礎体力の向上、他者との信頼関係の構築、異なる文化や考え方の尊重など、多岐に渡ります。そのため、幼少期から学童期、青年期にかけて子どもは教育に多くの時間を割くことになりますが、そのすべてが子どもの心身の健やかな成長を促すための教育であるとともに、社会の一員として生きていくために必要な能力を培うための教育であると言えます。親は子どもにこのような教育を受けさせる義務があるだけでなく、家庭において社会で守るべきルールなどを教育する責任があります。また、村は、すべての子どもが教育を受けることができるよう、教育環境の整備や教育の質の向上等のための施策を行うことが求められています。他にも、地域には地域資源を活用した学習機会の確保や世代間交流の場の提供、地域に根ざす祭典の伝承などが期待されています。

そこで、子どもが教育を通じてより多くの知識や経験を得ることができるよう、学校や家庭、地域等は相互に連携しながら子どもの健全な成長に資する多様な活動機会を設け、子どもの参加を促します。また、将来的に一人の人間として自立することができるよう、子ども一人ひとりの理解を深めるためのきめ細かな指導や世情に適した道徳教育の提供、また、今後の生き方を自らで選ぶために必要な情報の提供にも努めていきます。

施策の方向

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

- ①子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実
- ②地域人材活用推進事業
- ③子どもの心に響く道徳教育の充実
- ④多様な体験活動の推進
- ⑤健康教育の推進
- ⑥スポーツ少年団活動
- ⑦教員一人ひとりの能力や実績に応じた研修
- ⑧安全管理に関する取り組み
- ⑨幼児教育についての情報提供の推進
- ⑩小学校と中学校の連携体制
- ⑪学校評議員制度の活用
- ⑫次代の親の育成に関する教育・広報・啓発

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- ①自然体験活動
- ②総合型スポーツクラブ
- ③育成会活動
- ④情報モラル教育の推進
- ⑤児童館・図書館の機能強化

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

具体的な施策・取り組み

①子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

教育委員会

- ◆ 児童・生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導を目的に、加配教諭と支援員2人によるきめ細かな指導を継続していきます。今後も子どもの個性を大切にした指導の実践と充実を図るとともに、指導を必要とする児童・生徒が増加傾向にあることを踏まえ、支援員の増加も検討します。《継続》

②地域人材活用推進事業

教育委員会

- ◆ 村内の多分野の専門家を指導者としてそれぞれの専門的分野の講義や実技などを通して、児童・生徒がいきいきと学べるよう、学校教育の活性化に資することを目的に、今後も継続して実施するとともに、専門分野の講師等の確保に努め、活動内容のさらなる充実を図ります。《継続》

③子どもの心に響く道徳教育の充実

教育委員会

- ◆ 学校教育全体における道徳教育の重要性を踏まえ、道徳の時間の充実はもとより、地域との連携による奉仕活動、あいさつ運動などについても積極的な取り組みを進め、社会性や規範意識が高く、郷土愛に満ちた豊かなこころを育みます。《継続》

④多様な体験活動の推進

教育委員会

- ◆ 小学校・中学校の総合学習の授業で、多様な体験活動を行うとともに、林間学校や自然体験、宿泊学習、職場体験、職業講話、修学旅行などの内容の充実を図ります。《継続》

⑤健康教育の推進

教育委員会

- ◆ 保健だよりの発行や健康診断・相談の充実など、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣を身に付けるための健康教育のさらなる推進に努めます。《継続》

⑥スポーツ少年団活動

教育委員会

- ◆ それぞれのスポーツ少年団に対して、活動助成金支給や小学校の体育施設等の無料貸出を行うなど、スポーツ少年団活動の支援に努め、新規団員の確保を図ります。《改善》

⑦教員一人ひとりの能力や実績に応じた研修

教育委員会

- ◆ 村内の小学校・中学校教員で構成される学校教育研究会を随時実施するとともに、研修内容等の充実を図り、資質のさらなる向上に努めます。《改善》

⑧安全管理に関する取り組み

教育委員会

- ◆ 防犯カメラによる外来者のチェックや安全点検、年1回の不審者の訓練など、継続して安全管理に取り組むとともに、児童・生徒には防犯ブザーを配布し、安全の確保を図ります。《継続》

⑨幼児教育についての情報提供の推進

教育委員会

- ◆ 園要覧、月の催し案内等を活用し、より保護者に分かりやすい情報の提供に努めます。《改善》

⑩小学校と中学校の連携体制

教育委員会

- ◆ 小学校と中学校の連絡会を定期的に行い、児童生徒の情報共有のみでなく、共同事務室の設置など、様々な角度から連携を強化していきます。《継続》

⑪学校運営協議会制度の活用

教育委員会

- ◆ 学校運営協議会は、小学校・中学校ともに15名以内の委員が活動しており、毎年度1回以上対象学校の運営状況等について評価しています。教育課程の編成や学校運営計画に関することを協議し、地域とともにある学校づくりを目指し、今後の学校運営に活かしていきます。《改善》

⑫次代の親の育成に関する教育・広報・啓発

教育委員会

- ◆ 学校教育や生涯学習など様々な機会を通して、子どもが自分の生き方について深く考えるよう指導を行うとともに、子育ての基本的な考え方や楽しさ、男女が協力して家庭を築くことの意義や大切さを、繰り返し啓発します。《継続》

(2) 家庭や地域の教育力の向上

具体的な施策・取り組み

①自然体験活動

教育委員会

- ◆ 子どもが地域社会で活動し、自然や社会の現実に触れる機会を豊富に持てるよう、ジュニア・リーダーキャンプ等を行います。今後も、より多くの子どもが参加できるよう、PR活動を推進するとともに、事業の一層の充実を図ります。《継続》

②総合型スポーツクラブ

教育委員会

- ◆ 総合型スポーツクラブとして、忍野スポーツクラブが円滑に運営されており、多種多彩なスポーツ教室やスポーツ大会の開催など、あらゆる運動の機会を提供して、クラブの周知を図るとともに、会員の増員に努めます。《継続》

③育成会活動

教育委員会

- ◆ 子どもが地域の活動として、清掃活動、夏休みに数日間ラジオ体操を行っており、今後もより多くの子どもが参加できるよう、地域の役員と連携して一層の充実を図ります。《継続》

④情報モラル教育の推進

教育委員会

- ◆ 子ども自身がインターネットや携帯電話等の有害情報から身を守ることができるよう、小学校・中学校において、ICT支援員によるインターネット等の正しい利用方法やマナーに関する情報モラル教育を推進します。《継続》

⑤児童館・図書館の機能強化

子育て支援課・教育委員会

- ◆ 児童館は、放課後児童クラブが令和8年4月に小学校に移転する計画であるため、それ以降、乳幼児親子に開放し、「屋内こども広場」や地域の子育てボランティアの活動拠点とします。図書館は、令和6年度現在も実施している「お話し会」などの乳幼児向けのイベントを充実させ、親子でゆっくりと過ごせる場所として授乳スペースを整備するなどの機能強化を進めます。《新規》

4 母子並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

妊娠・出産が命がけだと言われるように、子どもを産むことは容易ではありません。ほとんどの母親は妊娠中に身体的にも精神的にも大きな変化を経験することになりますが、生まれてくる命を第一に考え、不快な症状や不安定な気持ち等を堪えながら出産の日を待ちわびています。しかし、急激に母子の状態が悪化すると、最も安全に出産ができる正産期（妊娠37週から41週まで）を待たずに出産せざるを得なくなることもあります。また、正産期であっても、出産時に前触れなく危険な状態に陥ってしまうこともあることから、妊娠・出産はどの時期であっても母子ともに命の危険と隣り合わせと言えます。そして、無事に出産できたとしても、身体的に未熟な乳幼児の時期は病気にかかりやすかったり、親の目の届かない場所での活動が増える学童期以降は怪我のリスクが高くなったりするなど、親の心配が尽きることはありません。昨今では、発達障害などの障がい幅広く認知されるようになったことで子どもの心身の発達状態への関心が高まっており、相談体制や専門医の需要が高まる傾向にあります。

そこで、初産婦でもできる限り安心して妊娠・出産に臨むことができるよう、妊娠前から情報提供を行うとともに、妊娠後も健康診査や情報提供、健康相談等を行います。また、出産後も母子の健康診査をはじめ、疾病や障がいの早期発見を目的とした検査や食事の指導、小児医療の充実などを行うことで、乳幼児期から学童期、青年期まで切れ目のない健康支援を行っていきます。

施策の方向

（１）子どもや母親の健康の確保

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①婚姻者向けリーフレットの配布 | ②母子健康手帳の交付と健康相談 |
| ③子育て相談会 | ④妊婦教室 |
| ⑤妊婦・産婦訪問 | ⑥妊婦一般健康診査 |
| ⑦産婦健康診査 | ⑧育児教室 |
| ⑨乳児健康診査 | ⑩乳児一般健康診査 |
| ⑪新生児聴覚検査 | ⑫低出生体重児への対応 |
| ⑬2歳児歯科検診及び健康相談 | ⑭発達相談・発達訓練 |
| ⑮幼児健康診査 | ⑯予防接種 |
| ⑰事故予防活動 | ⑱子育てボランティア |
| ⑲忍野村保健委員会活動 | |

（２）「食育」の推進

- | | |
|---------------|--------------------|
| ①栄養指導 | ②給食を通じての食に関する指導の充実 |
| ③食生活改善推進委員会活動 | |

（３）思春期保健対策の充実

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①小学生・中学生の健康づくり | ②喫煙・飲酒・薬物乱用防止対策 |
|----------------|-----------------|

（４）小児医療の充実

- | | |
|----------------|-------------|
| ① かかりつけ医の確保の啓発 | ②小児医療の充実・確保 |
|----------------|-------------|

(1) 子どもや母親の健康の確保

具体的な施策・取り組み

①婚姻者向けリーフレットの配布

福祉保健課

- ◆ 健やかな妊娠・出産に臨めるよう、住民課窓口でリーフレットを配布し、安心して楽しみながら子育てができるように支援します。《継続》

②母子健康手帳の交付と健康相談

福祉保健課

- ◆ 母子健康手帳の交付と健康相談を週2回実施し、妊娠届出時の保健指導の充実を図ります。また、海外転出入者も多いことから、必要に応じて外国語版母子健康手帳を交付します。《継続》
- ◆ 妊娠届出に関する周知を行い、早期から継続した支援を行うとともに、母子健康手帳を母親自身が活用することができるよう、知識の普及等を図ります。《継続》

③子育て相談

子育て支援課

- ◆ 子育てに関する不安や悩み、困っている親子の様々な相談に専門職（公認心理士）が対応します。《新規》

④妊婦教室

福祉保健課

- ◆ 1クールを4回とし、年4クール実施しており、課題である妊娠期の貧血予防と体重管理の指導に注力します。《継続》
- ◆ 妊婦同士の仲間づくりを支援し、妊娠期の精神安定に努めるとともに、未受講のハイリスク者に対する健康状態の確認と保健指導を行い、指導内容の見直しを実施し、指導の充実を図ります。就労している妊婦の参加率が低いため、参加方法についても検討します。《継続》

⑤妊婦・産婦訪問

福祉保健課

- ◆ 妊婦は必要に応じて、産婦は2か月訪問（全乳児対象）の際に、妊婦・産婦の状況に応じて訪問・電話・来所の様々な方法で、健康状態の確認と保健指導を行い、妊産婦の健康確保に努めます。《継続》

⑥妊婦一般健康診査

福祉保健課

- ◆ 医療機関に委託して、妊娠中に基本健康診査を14回、追加健康診査を6回実施しており、今後も制度の周知を図ります。《継続》

⑦産婦健康診査

福祉保健課

- ◆ 産婦健康診査受診券を2枚発行します。また、産後2週間・産後1か月で産婦健診とEPDS（エジンバラ産後うつ質問票）を実施し、EPDS高値者をフォローします。《継続》

⑧育児教室

福祉保健課

- ◆ 子育てに対する不安や悩みを軽減できるように育児教室を開催するとともに、子育て中の母親同士の交流や情報交換の場を提供します。1クール2回の教室を年4クール実施する中で、事業の評価やアンケート調査を実施し、子育て中の保護者が抱える問題を把握し、教室内容のさらなる充実を図ります。《改善》

⑨乳児健康診査

福祉保健課

- ◆ 4・7・12か月の乳児健康診査を行います。また、母親の精神面の問題に対処するため、母親への問診を取り入れて、健康状態の把握と指導の充実に努めるとともに、未受診者への受診勧奨、状況把握を図ります。《継続》
- ◆ 日本語が理解できない外国籍の妊婦も増加傾向のため、翻訳機器等を活用しながら対応します。《継続》

⑩乳児一般健康診査

福祉保健課

- ◆ 医療機関に委託して、乳児期に1回実施しており、制度の周知を図ります。《継続》

⑪新生児聴覚検査

福祉保健課

- ◆ 新生児聴覚検査受診票を交付し、出産病院で新生児期に聴覚検査を実施します。《継続》

⑫低出生体重児への対応

福祉保健課

- ◆ 低出生体重児の子育てに対する不安を軽減するため、保健所と連携をとりながら、電話相談や家庭訪問を実施し、対象者には「やまなしリトルベビーハンドブック」を紹介・活用を推奨し、迅速にかつきめ細かな対応に努めます。《継続》
- ◆ 成長や発達に関しては、医療機関との連携によるフォローを行います。《継続》

⑬2歳児歯科検診及び健康相談

福祉保健課

- ◆ 歯科検診、フッ素塗布と健康相談を1回実施し、歯磨きの習慣を徹底するなど、むし歯予防の充実を図ります。《継続》

⑭発達相談・発達訓練

福祉保健課

- ◆ 乳幼児健康診査で経過観察が必要となった子どもに対して、発達相談や発達訓練を行います。今後も各関係機関との連携を強化し、本人や家族の状況を確認しながら、必要時に相談を勧めるとともに、継続した支援が行えるように努めます。《継続》

⑮幼児健康診査

福祉保健課

- ◆ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、乳幼児健康診査同様、保護者の精神面の問診を取り入れます。今後も健康状態の把握と指導の充実に努めるとともに、未受診者の正確な状況把握に努め、受診の勧奨を図ります。《継続》
- ◆ 日本語が理解できない外国籍の妊婦も増加傾向のため、翻訳機器等を活用しながら対応します。《継続》

⑯予防接種

福祉保健課

- ◆ 乳児訪問で個別指導を行います。《継続》
- ◆ 個別通知を年2回実施し、家族が予防接種の目的や必要性を十分に理解した上で、安心して予防接種が行えるように、予防接種の接種体制を整備していくとともに、一層の周知を図ります。《継続》

⑰事故予防活動

福祉保健課

- ◆ 乳児健康診査（7か月）時にパンフレットを配布し、事故の予防を呼びかけます。《継続》

⑱子育てボランティア

社会福祉協議会

- ◆ 育児教室の託児を中心に子育てボランティアを行うとともに、子育てボランティアの募集・育成を通して地域の子育てサポートの充実に努めます。（社会福祉協議会委託事業）《継続》

⑲忍野村保健委員会活動

福祉保健課

- ◆ 村の保健師、小中学校の養護教諭、公立3園の代表保育士（主任）がメンバーとなり、乳幼児期～学童期を通じて、継続した健康管理・保健指導が行えるよう情報交換や健康課題の改善への取り組みに向けた活動を行います。《継続》

(2) 「食育」の推進

具体的な施策・取り組み

①栄養指導

福祉保健課

- ◆ 食生活に問題がある子どもが多くみられることから、乳幼児健康診査において、栄養士による専門的・継続的な栄養指導の充実を図ります。《継続》
- ◆ 育児教室等、好ましい食生活を学べる場を提供し、適切な食生活が身に付けられるように努めるとともに、指導内容や教室内容の一層の充実を図ります。《継続》

②給食を通じての食に関する指導の充実

子育て支援課・教育委員会

- ◆ 認定こども園、保育所、学校での給食の充実に努め、地産地消の視点から忍野産米の提供や食事の大切さ 及び より良い食習慣の定着を目指すとともに、アレルギー対応についても検討します。《改善》

③食生活改善推進員会活動

福祉保健課

- ◆ 食育の大切さを学ぶ機会として、小学生対象の郷土料理講習会、地元でとれる大豆を使った減塩みそづくり講習会、子ども・親子・村民を対象とした各種料理教室、育児教室で離乳食の実技指導等を実施します。《継続》
- ◆ 会員数の維持・増員に努めるとともに、活動の中で、食育推進計画の施策を実践するための普及・啓発を行うことで、食育の一層の充実を図ります。《継続》

(3) 思春期保健対策の充実

具体的な施策・取り組み

①小学生・中学生の健康づくり

教育委員会

- ◆ 太り気味や視力が低下している児童・生徒が多い傾向にあるため、養護教諭と連携を図り、望ましい生活習慣や好ましい食習慣を身につけられるよう、指導に努めます。また、むし歯の治療率の向上を目指します。《継続》

②喫煙・飲酒・薬物乱用防止対策

教育委員会

- ◆ 警察や医療機関等の関係機関との連携のもと、子どもが心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を推進します。《継続》

(4) 小児医療の充実

具体的な施策・取り組み

①かかりつけ医の確保の啓発

福祉保健課

- ◆ 健康管理のため、身近な地域で継続的な医療が受けられる かかりつけ医の確保の必要性を、継続的に啓発します。《継続》

②小児医療の充実・確保

福祉保健課

- ◆ 富士・東部小児初期救急医療センターの情報提供 及び適切な受診方法を指導し、近隣の市町村、医療機関等と連携をとりながら、休日・夜間の救急医療体制のさらなる充実を図るとともに、入院治療を可能とする二次小児救急病院の整備を県等に継続的に要望します。《継続》

5 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

子どもに関する悲しいニュースを見聞きすることがあるように、第三者の目の届かないところで人知れず苦しんでいる子どもがいることは忘れてはなりません。子どもは生まれながらにして様々な権利を有しており、家族であってもその権利を侵害することはできません。しかし、社会的に弱い立場である子どもは、虐待の被害や貧困の影響を受けやすい傾向にあります。また、このような問題は、生まれ育った家庭環境が関係していることが多く、世代を超えて連鎖してしまうこともあるため、どこかで必ず断ち切らなければなりません。家庭の問題だからと敬遠するのではなく、子どもの命や権利を最優先に考え、相談支援や情報提供などの積極的な介入が必要です。さらに、子どもの中には、疾病や障がいを抱えながらも、本人の努力や家族等の支援のもと、懸命に日々の生活を送っている子どももいます。このような状況にある子どもであっても、学校教育を受けたり、様々な活動を経験したりするなど、疾病や障がいのない子どもと同じ体験ができる環境であることが大切です。

そこで、子どもや子育て家庭が抱える様々な不安や悩みを相談できる場の充実に加え、児童虐待の早期発見、児童虐待の通告義務の周知、ひとり親家庭や貧困家庭への支援を行います。また、疾病や障がいのある子どもの支援として、適切な医療等へのアクセスや平等な教育の機会の確保に向けた施策を推進していきます。

施策の方向

(1) 児童虐待防止対策等の充実

- ①課題を抱える児童への支援
- ②児童虐待防止法の啓発
- ③虐待の早期発見と予防
- ④要保護児童対策地域協議会の運営
- ⑤こども家庭センターの設置

(2) ひとり親家庭等への自立支援の推進

- ①ひとり親家庭等の経済的な支援体制の充実
- ②ひとり親家庭等に対する相談体制・情報提供の充実
- ③子どもの貧困対策に関する地域ネットワークの構築

(3) 障がいのある子ども及び外国籍・外国にルーツがある子ども等への支援

- ①障がい児に対する適切な医療、医学的リハビリテーション
- ②障がい児支援体制の充実
- ③外国籍・外国にルーツがある子ども等への支援

(1) 児童虐待防止対策等の充実

具体的な施策・取り組み

①課題を抱える児童への支援

子育て支援課・教育委員会

- ◆ 児童相談所等の関係機関との連携を強化するとともに、学校・友人や家庭教育の不安や悩みなどに対する相談体制等の充実に努め、必要に応じて家庭訪問などを実施するなど、今後もきめ細かな支援を行います。《継続》
- ◆ 課題を抱える児童生徒の“課題”が多様化する中、様々な要因により不登校児童生徒が増加傾向にあるため、令和4年度から「教育支援教室」を設置し、学校以外での学習等に対する支援を実施していきます。《改善》

②児童虐待防止法の啓発

子育て支援課・教育委員会

- ◆ 認定こども園、保育所、家庭的保育事業所、企業主導型保育事業所、学校、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、警察、県などの関係機関、関係団体と連携しながら、あらゆる機会や媒体を通じて、児童虐待防止法の啓発を図るとともに、虐待を発見した場合における通告義務の周知活動を継続的に実施していきます。《継続》

③虐待の早期発見と予防

子育て支援課

- ◆ 健康相談、健康診査、訪問指導などあらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行います。《継続》

④要保護児童対策地域協議会の運営

子育て支援課・教育委員会

- ◆ 児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、福祉、医療、保健、教育、警察などの地域の関係機関が連携を図り、要保護児童対策地域協議会を、継続して運営します。より複雑化・多様化した案件にも、速やかに対応できるよう実務者会議の充実に努めるなど、連携をさらに強化します。《継続》

⑤こども家庭センターの設置

子育て支援課

- ◆ 児童福祉と母子保健の機能を一体化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談や支援を行う“こども家庭センター”の設置を目指します。《新規》

(2) ひとり親家庭等への自立支援の推進

具体的な施策・取り組み

①ひとり親家庭等の経済的な支援体制の充実

子育て支援課・教育委員会

- ◆ 経済的な支援が必要なひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成、保育料の減免等の経済的支援を継続実施するとともに、支援を必要とする人が制度を活用できるよう、村のホームページや公式SNS、子育て支援ポータルサイト、広報おしの、各種制度のパンフレット等の窓口配布など、様々な媒体を通じて、制度の周知徹底に努めます。《継続》
- ◆ 小学校・中学校に通う児童扶養手当受給世帯や住民税非課税世帯については、就学援助が受けられるよう、教育委員会に対し、適切な情報提供に努めます。《継続》

②ひとり親家庭等に対する相談体制・情報提供の充実

子育て支援課・教育委員会

- ◆ ひとり親家庭等に対して相談体制の充実を図り、助言・指導を行うとともに、状況に応じて関係機関の紹介を行うなど、情報提供の強化に努めます。《継続》

③子どもの貧困対策に関する地域ネットワークの構築

子育て支援課・教育委員会

- ◆ 子どもの貧困対策として、関係機関が密接に連携し、貧困の状況にある子どものニーズに沿った総合的な支援を実施するため、支援機関と支援機関をつなげ、支援機関同士が連携しあう体制づくりを担う地域コーディネーターの養成に努めます。《継続》

(3) 障がいのある子ども及び外国籍・外国にルーツがある子ども等への支援

具体的な施策・取り組み

①障がい児に対する適切な医療、医学的リハビリテーション

福祉保健課・子育て支援課

- ◆ 問い合わせに応じて施設等の情報提供を行うとともに、関係機関との連携を強化し、適切な情報提供に努めます。《継続》
- ◆ 発達相談等の乳幼児を対象とする事業の活用や、事業所や医療機関等と連携を図りながら、支援を実施していきます。《継続》

②障がい児支援体制の充実

福祉保健課・教育委員会

- ◆ 認定こども園、保育所・学校等で障がいのある子ども及び医療的ケア児に適切に対応できるよう、障がいのある子どもが就学後の学校生活に対応できるよう、職員、教員等が積極的に各種研修会に参加し、資質向上を図ります。《継続》

③外国籍・外国にルーツがある子ども等への支援

子育て支援課・教育委員会

- ◆ 言語や文化の異なる外国籍・外国にルーツがある子どもが教育・保育施設や小中学校などで円滑に過ごせるよう、また、外国籍・外国にルーツがある保護者とのコミュニケーションが円滑に行えるよう支援を行います。《新規》

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画は、主に子どもや子育て家庭に関する施策についてまとめていることから、まずは子育て家庭に広く本計画について周知し、必要な支援につながるための基礎を築く必要があります。また、これから親となる世代にも村で行われている子育て支援についての知識をもってもらうことで、妊娠・出産・子育ての不安を少しでも解消できるように努めます。他にも、子育て支援関連のNPOやサークル、教育・保育施設の職員などの子どもと関わる人が多い人や、地域住民にも本計画について知ってもらうことで、困っている子どもや子育て家庭をすくいあげ、適切な支援につなげることができると考えます。

(1) 推進体制の確立

計画を推進するためには、それぞれの主体の立場に応じた役割を果たすことが求められます。また、すべての主体は、地域の一員として積極的に子どもや子育て家庭を支援することが望まれます。

【計画を推進するにあたっての各主体の役割】

家庭の役割

- * 子育ての主な場は家庭であることを認識し、親子の絆を深めるとともに、安らぎの場としての家庭づくりに努めます。
- * 子どもが社会の一員として活躍するための基礎となる家庭教育を行います。
- * 性別に関係なく、家庭における家事や子育て、仕事などを協力しながら行います。

地域の役割

- * 地域の子どもの健やかな成長を願い、地域ぐるみで子育て支援を行います。
- * 地域団体を中心として、子どもの健全育成に資する活動を積極的に展開します。
- * 子どもが安心・安全に暮らすことができる地域づくりのため、防犯対策に努めます。

認定こども園・保育所等、学校の役割

- * 専門的な知識をもつ者として、子どもの心身の成長を促進する教育・保育に取り組みます。
- * 規則正しい生活習慣や他者とのコミュニケーションを身に付ける教育を行います。
- * 子どもや保護者の異変に気が付いた時には、適切な支援につなぎます。

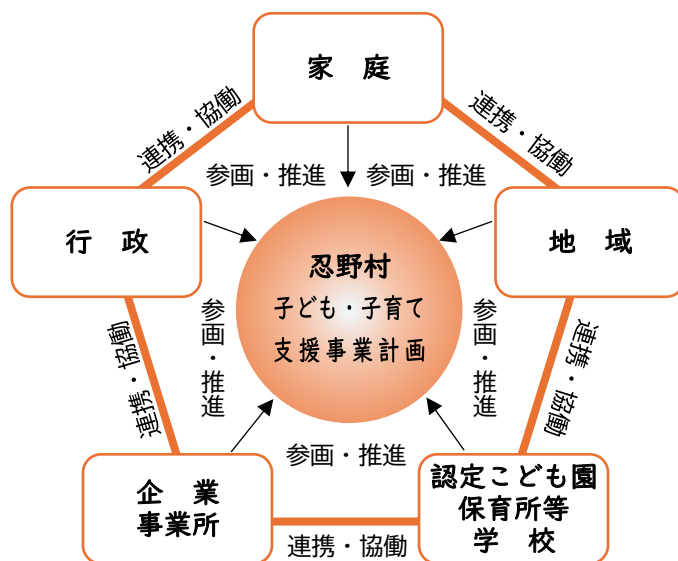
企業・事業所の役割

- * 長時間労働の是正や有給休暇の取得奨励など、すべての人が働きやすい環境を整えます。
- * 仕事と家事、子育てを両立することができるよう、一人ひとりが望む働き方を尊重します。
- * 地域社会の一員として、地域社会への貢献・参画をより一層進めます。

行政の役割

- * 家庭、認定こども園・保育所等、学校、地域、企業・事業所と連携を図りながら、幅広い子育て支援の取り組みを推進します。
- * 支援を行う上での調整役として、異なる分野同士をつなぐ役割を果たします。
- * すべての子どもの権利を守ることを村の責務として強く意識し、施策に取り組みます。

【計画推進のイメージ図】



(2) 情報提供・周知

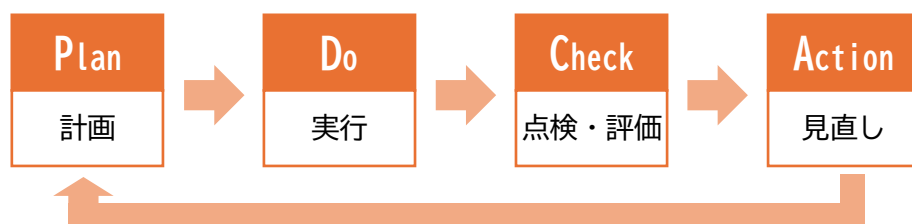
子育て支援に関する情報を、子育て世代包括支援センターや広報おしの、パンフレット・リーフレット、村のホームページ及び子育て支援ポータルサイト等で提供します。情報収集に適した方法は一人ひとり異なるため、今後も複数の媒体を通じた情報提供に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子どもや子育て家庭のニーズは多様化・複雑化しており、村だけでは十分な支援ができないことが考えられます。保育の広域利用や障がいのある子どもへの対応など、村の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合は、周辺市町村や県と連携・調整し、支援を行うこととします。

2 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するために、PDCAサイクルを活用しながら、年度ごとに事業・施策の実施状況や成果を点検・評価します。また、その評価をもとに、関係機関や団体と連携しながら事業・施策の見直しを行うことで、事業・施策の有効性を維持します。



資料編

1 忍野村子ども・子育て会議条例

忍野村子ども・子育て会議条例を次のように制定する。

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、忍野村子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 会議は委員20人以内をもって組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 会議の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠に委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 会議には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議の招集等）

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

2 忍野村子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

No	氏名	所属・役職	備考
1	樋 川 隆	一般財団法人 山梨子どものあした 代表理事	会 長
2	天 野 保 彦	忍野村民生委員・児童委員協議会 会長	副会長
3	小 俣 達 也	富士・東部地域県民センター 所長	委 員
4	藤 巻 桂 吾	忍野小学校 校長	委 員
5	天 野 一 典	忍野小学校PTA 会長	委 員
6	天 野 正 保	忍野村総務課 課長	委 員
7	渡 邊 小百合	忍野村福祉保健課 課長	委 員
8	渡 邊 顕 麗	忍野村教育委員会 課長	委 員
9	大 森 美由紀	忍野村児童館 館長	委 員
10	天 野 育 代	忍草保育所 所長	委 員
11	高 久 勇 介	忍草保育所保護者会 会長	委 員
12	渡 邊 とし子	内野保育所 所長	委 員
13	山 本 勝 弘	内野保育所保護者会 会長	委 員
14	朝比奈たかみ	認定こども園忍野幼稚園 園長	委 員
15	吉 田 友 和	認定こども園忍野幼稚園保護者会 会長	委 員
16	尾 藤 安喜子	森の中の保育園 エンジェルの森 園長	委 員
17	大 沼 博 之	認定こども園 ウブントウ忍野の森 園長	委 員
18	渡 邊 恵美子	ファナック厚生部厚生課 課長	委 員
19	子 飼 直 美	ファナック厚生部厚生課	委 員
20	貝 原 茂	ファナック労働組合 事務総長	委 員

3 忍野村子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月日	策定経過
令和6年3月15日～ 令和6年3月25日	忍野村子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査 実施 就学前児童調査：有効回収数310票（52.8%） 小学生調査：有効回収数386票（77.2%） ＊調査概要と調査結果（抜粋）は、第2章に掲載しています。
令和6年9月9日	第1回 忍野村子ども・子育て会議 開催 （1）委員長及び副委員長の互選 （2）第3期 忍野村子ども・子育て支援事業計画について （3）今後のスケジュールについて （4）その他
令和6年12月3日	第2回 忍野村子ども・子育て会議 開催 （1）子ども子育て支援事業の見込量と確保の内容について （2）第3期 忍野村子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和7年1月24日～ 令和7年2月7日	忍野村子ども・子育て支援事業計画に関する小学生へのアンケート 実施 小学生調査：有効回収数185票（93.0%） ＊調査概要と調査結果（抜粋）は、第2章に掲載しています。
令和7年2月25日～ 令和7年3月5日	パブリックコメント 提出意見数：0件
令和7年3月14日	第3回 忍野村子ども・子育て会議 開催 （1）第3期 忍野村子ども・子育て支援事業計画の承認

第3期 忍野村子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

山梨県忍野村 子育て支援課

〒401-0511 山梨県南都留郡忍野村忍草1445-1（保健福祉センター内）

TEL：0555-25-7656 FAX：0555-84-1036

